

平成28年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成28年3月11日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記	
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2	議案第 1 号	平成28年度大竹市一般会計予算	一般質問及び 総括質疑 (一括)	
第 3	議案第 2 号	平成28年度大竹市国民健康保険特別会計予算		
第 4	議案第 3 号	平成28年度大竹市漁業集落排水特別会計予算		
第 5	議案第 4 号	平成28年度大竹市農業集落排水特別会計予算		
第 6	議案第 5 号	平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算		
第 7	議案第 6 号	平成28年度大竹市土地造成特別会計予算		
第 8	議案第 7 号	平成28年度大竹市介護保険特別会計予算		
第 9	議案第 8 号	平成28年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算		予算特別委 設置・付託
第10	議案第 9 号	平成28年度大竹市水道事業会計予算		
第11	議案第10号	平成28年度大竹市工業用水道事業会計予算		
第12	議案第11号	平成28年度大竹市公共下水道事業会計予算		
第13	議案第14号	大竹市職員の退職管理に関する条例の制定について	(原案可決)	
第14	議案第15号	あたたかあたたか基金条例の制定について	(原案可決)	
第15	議案第16号	行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整理について	(原案可決)	
第16	議案第18号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	(原案可決)	
第17	議案第19号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	(原案可決)	
第18	議案第20号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について	(原案可決)	
第19	議案第21号	大竹市ふるさと創生事業基金条例の一部改正について	総務文教 (原案可決)	
第20	議案第30号	大竹市火災予防条例の一部改正について	(原案可決)	
第21	議案第31号	大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について	(原案可決)	
第22	議案第32号	広島市と大竹市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について	(原案可決)	
第23	議案第35号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	(原案可決)	
第24	議案第36号	平成27年度大竹市一般会計補正予算（第3号）	(原案可決)	
第25	議案第33号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者	総務文教	

		の指定について	(原案可決)		
第26	議案第17号	大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について	(原案可決)	— 生活環境	
第27	議案第22号	大竹市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について	(原案可決)		
第28	議案第23号	大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について	(原案可決)		
第29	議案第24号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	(原案可決)		
第30	議案第25号	大竹市介護保険条例の一部改正について	(原案可決)		
第31	議案第26号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	(原案可決)		
第32	議案第27号	大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	(原案可決)		
第33	議案第28号	大竹市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について	(原案可決)		
第34	議案第29号	大竹市水道条例の一部改正について	(原案可決)		
第35	議案第34号	大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定について	(原案可決)		
第36	議案第37号	平成27年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)		
第37	議案第38号	平成27年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)		
第38	平成27年陳情第4号	「高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センター」への支援に関する陳情	(採択)		— 生活環境
第39	平成28年陳情第1号	大竹駅東口広場整備事業の早期実施についての陳情	(不採択)		

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号から日程第12 議案第11号(一般質問・総括質疑・付議)

- 日程第13 議案第14号から日程第24 議案第36号 (報告・表決)
- 日程第25 議案第33号 (報告・表決)
- 日程第26 議案第17号から日程第37 議案第38号 (報告・表決)
- 日程第38 平成27年陳情第4号及び日程第39 平成28年陳情第1号 (報告・表決)

○出席議員 (15人)

1番	児玉朋也	2番	末広和基
3番	賀屋幸治	4番	北地範久
5番	西村一啓	6番	和田芳弘
7番	大井 渉	9番	藤井 馨
10番	山崎年一	11番	日域 究
12番	細川雅子	13番	寺岡公章
14番	原田 博	15番	田中実穂
16番	山本孝三		

○欠席議員 (1人)

8番 網谷芳孝

○説明のため出席した者

市 長	入山欣郎
副 市 長	太田勲男
教 育 長	大石 泰
総 務 部 長	政岡 修
市 民 生 活 部 長	青森 浩
健康福祉部長兼福祉事務所長	正木 治
建 設 部 長	大和伸明
上 下 水 道 局 長	平田安希雄
消 防 長	西岡 靖
総務課長併任選挙管理委員会事務局長	米中 和成
企 画 財 政 課 長	吉岡 和範
産業振興課長併任農業委員会事務局長	中川 英也
福 祉 課 長	吉原 克彦
保 険 介 護 課 長	佐伯 隆文
監 理 課 長	香川 晶則
土 木 課 長	山本 茂広
上下水道局業務課長	重本 隆男
総 務 学 事 課 長	野崎 光弘
生 涯 学 習 課 長	橋村 哲也
自治振興課長補佐兼自治振興係長	三上 健

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 主 幹 兼 庶 務 係 長
議 事 係 長

豊 原 学
三 浦 暁 雄

10時01分 開議

○議長（児玉朋也） 先日の東日本大震災から5年が経過しました。改めて被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々と御遺族に対しまして深く哀悼の意を表します。

また、被災地の一日も早い復興を心より願い、黙祷をささげたいと思います。

○議会事務局主幹兼庶務係長（豊原 学） 黙祷。

黙祷を終わります。御着席ください。

○議長（児玉朋也） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6番、和田芳弘議員、7番、大井 渉議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第12〔一括上程〕

議案第 1号 平成28年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 平成28年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成28年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 4号 平成28年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 5号 平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 平成28年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 平成28年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成28年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成28年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成28年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成28年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第1号平成28年度大竹市一般会計予算から日程第12、議案第11号平成28年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

3月9日の議事を継続いたします。

一般質問及び総括質疑を行います。

7番、大井 渉議員。

〔7番 大井 渉議員 登壇〕

○7番（大井 渉） おはようございます。今、黙祷させていただきましたけど、本当に月

日のたつのは早いものといえますか、東日本大震災で2万人以上の方の犠牲者が出ましたし、復興が進んでいる地域もあれば、ほとんど進んでない地域もございます。そういう方々に対しまして心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

それに関する、きょう一部、私の質問も関連する内容になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私も1期と6カ月やらせていただきました。きのう末広議員のほうからここに立つのは、非常に緊張すると言われましたが、私もいまだにここに立つたびに非常に緊張しております。そうは言っても、私の性格上、できれば多ければ多いほど、その中で言うほうがやりがいがあるというふうに思っております。改めて市民の味方の大井でございます。よろしくお願ひします。

では、まず第1点の質問から入らせていただきます。

基本計画なるものを総合計画とか、今で言えば、まち・ひと・しごと創生総合戦略とか、そういう大竹市の基本計画なるものがいろいろできてまいります。小さなもので、小さなと言ったら失礼ですけど、福祉計画とか何とかビジョンとかいろいろなものがございます。

この中で、今回お聞きしたいのは、基本計画、第五次総合計画、32年までの後期の計画について、その中でもこれ全てを質問しましたら5時間も10時間もかかりますんで、その中で特に大竹を愛する人づくりということと、定住促進施策について、そこだけに今できるだけ焦点を当てて、まず1点目の質問をしたいと思ひます。

こういう目標というものは、あくまでも目標ですから、市民の皆様にも夢も与え、それから時には絵に描いた餅と批判されるようなものの中に入ることはやむを得ないことではないかと私自身も思っております。

その中でも、大竹を愛する人づくりという言葉があるんですが、この大竹を愛する人づくりというのがこの総合計画、総合計画というのは行政がつくるわけですから、行政として大竹を愛する人づくりというのは具体的にどういう形で大竹を愛する人、そういう人材をつくれるのか、いこうとされているのか。ちょっとその辺、私はなかなか理解に苦しみますので、あえて質問させてもらっております。

なぜかといいますと、市民よし個人が生まれ育った地域や、社会人になり成長過程で確立されることにより、それはまたあるいは保育所や小中学校での生活、そういうものを学ぶことの課程の中で時を重ねて地域に愛着を持ち、大竹をふるさとと思つた結果として、大竹は誇れる、そして愛せるふるさとと思ふことというのが、それは個人個人が決める。そういう人材が育つか育たないかということ行政が基本計画の中にうたうということ自体、それは個人個人の考えではないかと、私はそれ思つとるんです。その辺が基本計画の中に大竹を愛する人づくりということがポンとうたっておられますけど、具体的にどうしてそういうことをされるのかというのが本当によくわからない。違和感を覚えております。その辺もう少しわかりやすく、こういうことをしたから今現実に、実際にこういう新しい人材が育つてるんですよというものをできれば御披露いただければと思ひます。

それから、定住促進についてでございますけど、これは永遠のテーマだと思ひますし、大井、おまえにそういう具体的な案があるのかと。人口増加策、あるいは定住促進策があ

るのかと聞かれれば、私にもなかなかそれはいい考えはありません。自分がないものに対して質問するのは、市長初め職員の方々に申しわけないと思っておりますけど、つい最近とといいますか、昨年11月に旧大野町、現在廿日市市でございますけど、大竹市の人口を旧大野地域が超えました。追い抜かれました。合併するまでは恐らく3,500人くらい大竹市のほうが人口が多かったと思っておるんですが、十数年でそれがひっくり返された。大野地域を見ると、なるほどだなど、やっぱり人をふやそうというその施策みたいなものが見えてきます。だけど、この大竹市には人口をふやすというような施策というのが私の目にも余り見えてこない。いつか委員会で人口増加策あるいは定住促進の政策は何ですかということで資料請求しましたら、野球のグラウンドが入ってありました。確かに入ったと思います。そういうもので本当に人がふえるのか。定住促進になるのか。魅力あるまちになるのかといたら、ないよりはそれはあったほうが良いと思うんですが、そういうことも踏まえて、でも旧大野町、廿日市市ですね、ここは道路を新しくつくり、人に住んでもらおうというような施策を間違いなくされておる。だから今2万8,000人を超える人口になったのではないだろうか。ということは大竹市の定住促進施策は、間違いと言えばちょっと言葉がきついですけど、少し方向転換されるべきではなかるまいかなど。隣のまちがふえとるわけですから。そういうことも感じる次第でございます。

市長はよく、大竹市には通勤される方が6,000人おられると、そのうちの半数の3,000人でも、このまちに住んでいただければ3万人をまた超えることになるということをよく言われます。それこそ先ほど私が言ったこのまちに魅力があり、このまちは住みやすい、このまちの人はいい、いろんなふれあいがある、そういういろんなものを総合的に判断して、このまちに住むか住まないかを定める。そういうことじゃないかと私は思っています。

だから、行政が大竹を愛するとかと言われても、それは個人個人が決めることであって、行政がそういうことに対してどういうお手伝いができるかということになれば、これは家庭とか、あるいは地域とか学校とか、そういうところで醸成された個人個人の心の持ちよう、それから長くつき合っているいろんなお世話になり地域とふれあい、そしてこのまちがいきすばらしいまちだと、ここにどうしても住みたい、このまちで私は骨を埋めたいということになって初めて定住促進とか、あるいは人口増とかいうことが言えるんじゃないかなと思っております。

この辺について、この考え方、今までの定住促進の施策をこのまま継続されるのか。これにつきましては、私個人的に思っておりますけど、このまちは工業のまちです。大手企業があって、それも素材型の産業が多いまちです。素材型の産業というのは私も以前、商工会議所におりましたので、大手の企業さんのところの部課長さんや工場長さんとはいろいろお話をさせていただきました。できるだけ地元から採用してくださいということもお願いに回ったことも何回もありました。いろんな雑談もさせていただきました。

しかし、企業というのは、世界に誇れる企業がここには林立しとるわけですから、それりや大井さん、幾らあなたが地元から雇えと言われても、やはりブランドというものがあるんだと。雇った社員・従業員が警察のお世話になったり新聞に載ったり、そういうものを雇うわけにはいかないから、どうしても大竹だけで雇うということが難しいんで、今は

結構広範囲に、柳井のほうから廿日市のほうまでそういういい人材を雇わなきゃならないということをいろんな企業の工場長さんとか部長さんからお聞きしました。

だけど、こういう大企業も世界を相手に競争しとるわけですから、当然最盛期、例えば三菱レイヨン一つとってもですね、従業員が4,000人前後おられたのが今はその半分ぐらいになっとる。三井化学にしても3,000人ぐらいおられたのが1,000人前後ぐらいになっとるという形で、人やそして工業用水も含めて、いかにコストを削減をするかということ常々考えているのが企業です。だから、このまちというのは、人口のぶれといいますか、減少していくことは、ある程度、工業のまちというのはやむを得ない部分を持つとということも自分なりに承知しとると思っております。まず、それが第1点目の質問でございます。

次にですね、地域のコミュニティの拠点についての質問でございます。

入山市長になられまして、豊田市長さんのときから小中学校の統廃合について取り組みをされ始めました。そして入山市長になられて5つの学校、松ヶ原それから阿多田、木野、穂仁原、これは小学校ですね、中学校は栗谷と5つの学校が廃校になりました。

市長は、私の記憶違いでしたら申しわけないんですが、学校というのは地域の拠点であると、コミュニティの拠点であるということは何回か言われた記憶があるんですけど、そういう学校がなくなった地域を今後どうされるのか。

それから今回同時に出ました社会教育施設の再編というものが議会のほうに提示されました。総論とか各論とかいう難しい言葉を使っておりますけど、大した言葉じゃないんで、総論というのは市としての考え方というのが総論であって、各論というのは、個々にある施設をどうするかという、あくまでも市の方針で、現在は方針だけでございます。これが議会に出て、正式に存続されることになれば条例は変更要りませんが、なくなるということは条例廃止ですから、条例が廃止されて初めてそれがなくなるんであって、きょう現在の総論・各論というのは、あくまでも市の方針、方向性を市民に打ち出した、あるいは議会に打ち出したにすぎないと思っております。

このまちは、どういう方向に向かっていくのかということも私にはよく見えません。大企業があって働く場所があるということをおっしゃるんですけど、先ほど申し上げましたように、1つの企業で毎年200人から300人の新卒者を採る、大竹市全体で1,000人以上の新卒者を採るといふ昭和40年代とか50年代のそういう時代はもう終わったと。そうなるとうまく場所も余りない。ひょっとしたらもっと人減らしになるかもわかりませんが、今の世界経済を見たときに、そうすると企業だけに頼っていいのかということになります。

私はっきり覚えてないんで、これは申しわけないんですけど、今人口が一番ふえてるのは三重県の朝日町だったと思うんですが、ここは年間三十四、五%ふえております。名古屋に非常に近いということですね。名古屋の大都市圏から数十分の所だと思いますから、広島で言えば廿日市地域とか大竹地域くらいだろうと思っておりますけど、そこは年間35%ずつ、日本で一番多く人口がふえとる町というふうには自分は記憶しております。間違いでしたら、ごめんなさい。

先日、ヤフーのニュースを読んでいたときに、あるニュースに感動しましたので少し御

紹介させてもらいます。先ほども黙祷しましたが、福島第一原発自治体を除く日本一人口の少ないまちというのがございまして、村でも市でもありません、町です。人口が1,070人、山梨県の早川町。減少率が14.1%。町には高校はなく、多くの子供たちが進学などで町を出ます。それでも町に2つしかない小学校の統廃合はしないと、辻一幸さんという町長は言うておられます。

どういう理由かといいますと、統廃合は地域をなくすこと。学校があつて地域があるんだと、こういう強い信念を持った町長さんもおられます。全国で一番人口の少ない1,070人の早川町の町長さん、教育に地域再生の手がかりを求める。平成15年から親子で移住して町の小中学校に通う山村留学制度を開始されました。24年からは日本で初めて義務教育の無償化にも取り組まれました。給食費や修学旅行費まで、町が全て負担するというのもされました。

早川の今、北小学校と南小学校がありますが、北小学校の中で地元の児童はわずか3人です。あとの11人は圏外から来ておられます。小学生の人数がとにかく少ないため、何の行事をやるにも全員参加。一人一人の役割があるんです。責任を持つ、責任感も育つし居場所も必然的にできる。少人数でも悪いことばかりではないと、むしろメリットもあるということも言うておられます。

ここでボランティアをしておられます中根さんという方が、子供みこしが復活したり若い人が入ってくるので、できなかったことができるようになりましたと山村留学の効果を話しておられます。また、辻町長は、ここで育った子供が成長してくれることが地域のためになると今後も子連れの移住促進をする考え方を申し上げております。これは一部ヤブーニュースから記事を一部紹介させてもらいました。

本市では、大竹市では将来どのようなまちにするのか、したいのかが先ほど申しましたようになかなか見えてきません。数年のうちに小学校5校が廃校になり、その地域が寂れていく、その地域も私は幾度となく目にしております。市内のどこに生まれて、あるいは住もうが自分の意思ではできないことも多くあります。日本だけでなく世界で格差が問題になっています。政治の原点、目指すものは市民一人一人が幸せを感じることで私は思っています。福祉とは何か、それは幸せということです。今この大竹に住んでもらっている市民をまず大切にすることだと私はいつも思っています。

地域、きずな、コミュニティとは一体何なのか。このたびの社会教育施設の再編計画で、小方の公民館を今どうするかと言うて地域といろいろ議論しております。小方地域の自治会の皆さん、私も一自治会員でございますけど、皆さんが言うておられるのは、新しく小方に公民館をつくってくださいというんじゃないんです。今あるものを存続していただきたいと、そういうことなんです。それができないとなると、行政運営に問題があるんじゃないんですかという声も聞きます。ぜひともこういう地域のふれあい。特に災害とかがあった場合に、そういうインフラ整備には、ぜひとも力を置いてもらいたいし、そして地域の行事や活動を通じてコミュニケーションの大切さをもう一度考えていただきたい。

自治会のありよう、これも自治会長になる人がいない、役になる人がいないという自治会もあります。自治会は、どういうふう存続し市と協力できるのか。自治会を一回白紙

にして、自治会のあり方を考えてもらいたい。

具体的で申しわけないですけど、例えば市営街灯。これも地域が負担しなきゃなりません、半額。これほどにあるんですかっていったら補助金要綱です。2分の1しか出さないというのが補助金要綱ですね。けども、特に市長が認めた場合はそれ以上出せる、そのぐらいの要綱ですよ。それに基づいてこれはやっております、市営街灯は。

しかし、明るくなる年からは全て電気代は地域が負担すると。でもその地域が今壊れかけているんです。自治会長、自治会の役員になる人もだんだん減っているんです。そんなまちに人が住んでくれるでしょうか。例えば今の市営街灯だったら、安心・安全のまちと言うけど、それは市民が寄附して、市民の寄附のもとに安心・安全が成り立つとるんです。税金も払い、市営街灯も払い、二重にも三重にも払っておるんです。

廃校にした地域、この振興策は、今どうなっておるのでしょうか。それから今私が申しあげましたことにつきまして、もちろん財政的なことも関連してまいります。この財政的なもの、この裏づけにつきましても、毎年毎年厳しい厳しいということがいつも予算書や決算書の中に書いてあります。いつになったら財政的な見通しが立つのか。そういうものもお示しできるものがあれば、ぜひともお示ししていただきたいと思います。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 今、大竹のまち、先輩方が定住施策について努力をしなかったような発言がございましたが、この大竹の地、大変可住地の少ない大竹でございます。先輩方は、柴町の干拓から始め、そして昭和40年代の玖波7丁目唐船浜団地、湯舟団地に始まり、人口減少し始めた50年代、60年代に入ってから御園台や玖波8丁目海望園など山を削り、また港町、海を埋め立てて、苦勞を重ねて居住地をつくり出してきたまちでございます。どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

人口ビジョンにおきましても、本市においては団地開発やマンション建設がございまして、社会増減に改善の動きが見られていることもわかっております。

定住促進についての御質問いただきました。ありがとうございます。我々今を生きる者は、これからこれら過去からの蓄積を引き継ぎまして、さらなる努力を重ね大切に次代へつなぎたいと考えております。

それでは、大井議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の大竹を愛する人づくりについてでございます。平成23年に策定いたしました第五次大竹市総合計画わがまちプランは、多くの市民の皆様方と一緒に作り上げてまいりました。5つの市民委員会や地域ワークショップ、キャッチフレーズや絵画、ウロコカードへのメッセージなど延べ1,800人も多くの皆様の思いを取り入れながら進めてきたものでございます。もちろん多くの議員の皆様方に参画していただき多くの御意見をいただきました。

10年後の本市がどのような姿であればうれしいと感じ、また誇りに思えるか。そのよう

な将来像を描きながら元気・安心、夢や希望、豊かさといった皆様方の思いをよいまちと表現し、それを実現する施策を体系化したものでございます。

このよいまちをつくろうとしたとき、自分たちのまちは自分たちでつくるという市民の皆様お一人お一人の責任の自覚と実行力を欠くことができません。そしてその根底となりますのは、このまちが好き、ふるさとへの愛着といった大竹を愛する思いにほかなりません。こうしたことから、わがまちプランにおきましても、大竹を愛する人づくりを基本目標の1つとして、全ての施策に共通するまちづくりのエンジン、推進力と位置づけて前・後期基本計画を通じての重点取組施策に掲げたものでございます。

何かを好き嫌いといった感情は、もちろん個人の裁量であり、自由なものでなくてはなりません。例えば、どこのまちが好きかと問われたとき、その理由は、タイミング、度合い、そして数さえも制限なく抱くことができます。このそれぞれが持つ自由な感情に対しまして、それを強制するという意味ではなく、我がまちを愛する人や気持ちを少しでもふやしたいと思い、働きかけることを行政の仕事とすることは至極当然のことと考えております。大竹を愛する気持ちを力として、これからも未来に夢と希望が持てる、よいまちを皆様方と一緒に作り上げていきたいと考えております。

次に地域コミュニティ拠点の廃止等に伴う今後のまちづくりについてお答えいたします。まず全ての学校がなくなる地域のまちづくりにつきましては、学校が有していた学校教育以外の補助的な機能を補完していくことを基本的な目標としております。統廃合により学校が有していた文化機能・交流機能、避難所としての防災機能といった機能がなくなるため、地区住民の皆様方と対応を協議してまいりました。具体的には、学校の閉校に伴い学校が持つ地域の拠点機能が失われる場合は、まちづくりとしてその機能を補完することとし、校舎が存続するなど機能が大きく失われない場合は、跡地活用を検討してきました。

社会教育施設の再編では、施設の老朽化が進み更新・改修等が必要となる中で、限られた人的・財政的資源で可能な範囲で施設の機能を維持しながら、市民が主体的にまちづくりを進められるよう設置時の利用目的に捉われない施設利用を進めるため、その方針と方向性を示したものでございます。小方公民館につきましては、岩国大竹道路建設に伴い体育館を解体することになりますので、いち早く方向性を決めました。本市の人口構成や建物の稼働率、また代替となる可能性のある同様の機能を持つ他の施設の状況などを勘案し、できる限り皆様方の活動が継続できるよう総合的に考えた結果でございます。

学校や公民館が地域活動の拠点であり、その活力やコミュニティの形成に大きな役割を果たしてきたことは十分に認識しております。しかしながら、今までと同じ数、規模の施設を行政の責任において、これからも維持整備していくことが困難であるという認識も、現実として持ち合わせなくてはならないと考えております。また、地域を支援するための整備等についてでございますが、公共交通においては、利用する市民のみずからがつくり、守り育てる意識を持つことを基本方針としており、整備に当たっては、本当に必要としている方たちと一緒にルート、負担できる料金、ふさわしい車両について考えることとしております。これは利用する住民の皆様が計画の策定段階から参画することで、みずからが決めた運行計画に愛着が生まれ、応援の声につながり、責任を持ち、携わっていただくこ

とで利用が促進し、運行を継続できるとの考えからでございます。地域が動かなければ市は何もしないということではございません。

高齢者が多い地域などでは、自分たちで考え取り組むことをとても難しいと感じておられることもあろうかと思えます。そのようなときは、まずは移動に困っている、こんなバスを走らせてほしいという声を聞かせていただきたいと思えます。最初は少人数でも構いません。将来にわたり安心して暮らしていくためにどのようなことができるのか市民の皆様と一緒に考えてまいります。

道路照明や防犯灯につきましては、市で設置したもののほか、犯罪防止や安全性の向上などのため自治会などが新たに防犯灯を設置しようとする場合は、市が設置費用の一部を補助しております。自治会の皆様には、更新の際の費用や電気代などを負担していただいております。現在は、市営街灯や地域防犯灯のLED化などによる視認性の向上に取り組んでいるところでございます。これには地域防犯灯の設置状況の把握と分析が必要となっておりますので、御相談のありました地域とは個別に協議を行っております。

これから、わがまちプラン後期基本計画と、まち・ひと・しごと創生総合戦略を掲げ、定住を促進していく上では、それぞれの地域と、そこに暮らす皆様が元気で活力を持ち続けていただくことが大前提でございます。しかしながら、支える人が減り財源が潤沢にはふえていかない現実を踏まえると、地域を行政だけに任せていたのでは、まちはよくなりません。限りある人・財源で大きな効果を生むためには、地域と行政がそれぞれの役割や力量の中でどのようなことがどこまでできるのか、一緒に知恵を絞り、汗をかき取り組んでいくしかないのだろうと思えます。ないものを嘆くのではなくて、地域資源を生かし、みんなでつくるまちづくりを着実に実践していくため一人でも多くの方に大竹を愛していただきたいと考えております。

以上で大井議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 7番、大井議員。

○7番（大井 渉） 御答弁ありがとうございました。まず1点目の大竹を愛する人づくりについて、私が頭が悪いせいか、ほとんど理解できませんでした。

具体的にどうしたらこのまち、このふるさとを愛する人づくりが具体的にできるのでしょうかということについて、今の答弁は、非常に漠とした答弁でございましたので、何かをお示ししてこういうことをしたから、こういう大竹からすばらしい人材が生まれ、大竹を愛する人が出てくる芽が出たんですよというようなデータも挙げていただければわかりやすいんですけど、非常に大ざっぱな答弁でございますので、私だけがわからなかったのか、ほかの議員さんあるいはテレビで見られる市民の方はわかれたのか、私はよくわからなかったということだけは申し上げておきます。

確かに市長が言われますように、この大竹は二階堂市長から始まりまして、ここに大手の企業、日本で一番の最初のコンビナートができ、そして多くの地元からの雇用等も生まれて、多いときでは3万9,000人近くの人口がございました。それも今は減り続けております。それは先ほど私壇上で申し上げましたように、企業城下町というのは、そういう宿命も背負っておるということは、私は認識しとるということを壇上でも申し上げました。

1つの例として、皆様御存じかと思いますが、三原にシャープが工場をつくりましたですよね。最初は300人ぐらいでしたかね、雇用したのが。600人になり900人になり、今はとうとうなくなって、台湾の企業と統合になりました。

企業というのは、そういうものができれば雇用も生まれ税収も生まれる、そういういい面もあるんですが、今の成長した世界、あるいはグローバル化した世界を見たときには、それが必ずしもプラスに働くとは限りません。幾つかの企業の例を出しましたが、1社だけでも4,000人もおるような会社もございましたけど、今はその半分、あるいは逆に撤退された会社もあります。あるいは半分になった会社もあります。ということは社宅や寮、そういうものも減っていきます。

私は、その流れというものについては、これに逆らうということは非常に難しいことじゃないかと。ということは甘んじて受けると言いますか、もうこのまちに多くの人を定住させること、あるいは人口をふやすことは非常に難しいということをもず頭に入れて計画をつくる、現実を見て計画をつくると。いつまでも大手の企業が雇用し、大竹に人口がふえ、このまちに大きな税収をもたらすと、そういう考え方はもう難しいんだという、そこを原点にして基本計画をつくったらどうでしょうかということを私は本来は申し上げたかったわけです。だから、いろんなものをつくったら人が住むでしょうとか、定住促進になるでしょうと。それは難しいというところからスタートすべきじゃないだろうかというのが私の個人的な考え方です。

でも、先ほど市長が言われましたように、1,800人も多くの方、あるいは議会、皆さんがつくった計画だから、ちゃんとそれをやり遂げますと、32年までにと。だけど、その計画そのものが私は前も1回一般質問したときに市長からも言われました。大竹市民全員が理解し、了解された計画なんだから、もっとこの計画を読んでもらいたいということも、市長から一般質問のときに答弁で言われたことがございますけど、読めば読むほどわからなくなるから、きょうはまた質問をさせてもらったわけです。

私の基本的な考え方というのは、もうこのまちは工業用地もありません。宅地も非常に狭い。面積も狭いまちです。製造業、工業中心のまちです。このまちに今から大きな人口増とか定住促進というのは望めない、それは難しいということをもず基本に置いて計画をつくるべき。じゃあ何かと言いましたら、先ほど壇上でも言いましたように、今住んでいただいている方、この方は大切にしましょうと。特に大竹市は社宅やマンションや、それからアパート、ここの居住者が多いですね、非常に。他のまちより僕は多いんじゃないかと思うんですが、その辺の分析も多分されとるんかと思いますが、それはやはり企業のまちという大きな条件があるから、そういう形態になつとるのかなと。でも定年になっても人を採用しない、採用する人数も減らす、そういうことになればもう自然に寮や社宅もなくなり、人口も減っていくと。もうこれは仕方がない流れなんだと。

市長が先ほど言われてましたように、この大竹市というのは面積も小さい、居住地も少ない、こういうものを前提にスタートするというのが、私は本来のスタートであるべきだろうと思うんですが、確かに基本計画、総合計画、そういうものには、夢もなければいけないと思いますけど、でもやっぱり現実から見ないと今までにも活力・感動・快適とか、

夢いっぱい多彩都市とか、第3次、第4次の総合計画ではすばらしいキャッチフレーズをつくっていましたが、どこまで実行されたのか。私の考えは、今おられる人をいかに大切にして、いつまでもこの大竹に住んでいただく。市長が言われるように、6,000人の通勤客の方をそれは3分の1でも半分でも住んでいただくのが一番いいんですけど、それはそれなりに難しい点があるかと思います。どのまちもそれは皆思ってるはずです。隣の廿日市市にしても岩国にしても、うちに通勤に来る方がみんなこのまちに住んでくれたらと、どのまちも思ってるはずです。このまちは、もうそんなに人がふえないんだと。だから皆さんがこれがあればいいがなど、確かにあったほうがいい、野球場もあったほうがいい、駅もあったほうがいい、あそこにスポーツ公園もあったほうがいい、何もかもあったほうがいいですよ。でも今の財政状況からはそれは非常に難しい。要するに、コンパクトシティと言ったらまたちょっと定義が違いますけど、そういうものを目指す、そういう考え方がおありかどうかをお聞きします。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 今、現実として人口増大変難しい。企業の存続も大変危機的な状況にあるという御指摘をいただきました。そういう御質問の中で、大野より少なくなったらどうするんやと、人口ふやせというように自分聞こえたもんですから、ちょっとその辺が思い違いをしておりました。済みません。

大変厳しい状況であること、夕張は10万人以上の人口を抱えながら、わずか数年のうちにあれだけに落ち込んでいった。その危機的な状況を想定する中で、もしそういうことが起こったらどういう状況になるかということは、いつも危機的な状況については心の中にしっかり持ちながらも、しかし、少しでも今の状況を進歩させるような努力というのは、市民皆さん方とともにやり続けていかなければならないというふうに思います。

だから、この第五次総合計画つくった市民の皆さん方の御意見は、人口を目標にすることはやめよう。だから人口というのは指標にしか出さないというようなことを市民の皆さん方の御意見でやったわけです。

いいまちをつくったら、おのずと人口というのはふえてくるであろうという市民の皆さん方の御意見をもとにつくったこの計画でございます。幅広く、いいまちをつくるために隔々まで計画が行きわたっております。それが市民の皆さん方からいただいた総意でございます。どうかもう一度しっかりと見ていただきたいというふうに思います。今いる人たちを大切にするからこそ、いいまちになるわけでございますので、どうか御理解をいただきたいというふうに思います。そして、人口が減るということを想定して、大変厳しい時代を迎えるということを想定する中で、公共施設等の再編について、トータルでの社会教育施設についての考え方を提案させていただき決めたわけでございます。

それから、学校につきましても、過去に学校の施設方針について決められたことをそのまま踏襲して実行した。その計画にのっとってやってるということも、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番（大井 渉） 2番目の質問に入らせていただきます。ここにつきましては、多少細

かな質問になろうかと思います。わからなければわからないで結構ですし、今から予算委員会も14日から始まりますんで、その中でもしてもいいかなというような質問はあろうかと思うんですが、そのときはそのときでまたさせていただきます。

先ほど市長が言われました公共交通の問題ですけど、市長は、今大竹市に72ですかね、自治会があります。この自治会の現状というものをどういうふうに御理解されとるか。自治会の活動、自治会の役員構成、財政状況、それぞれの自治会にあるいろんな課題。先ほど私が言いましたように、もう自治会長になる人がいないという地域があるんです。私は自治振興課のほうに電話させてもらいました。自分の親は、ここに住んでるんだけど、施設に入っておられると。あとは全部70を超えてパソコンも打てない、さわったことがない。

私は、大野の前空に住んでるんだけど、大竹市の自治会長になってもいいんだらうかと。さすがに住所が違うからどうだろうかなと思ったんですが、でもそういう自治会そのものが運営できない状況になれば、もうそういう方も思い切って自治会の会長をやってもらうと。大竹市の自治会というのであれば大竹に住んでいなきゃいけない、あるいは大竹市の自治会員でなければいけないと、いろんなことが書いてあるんだらうと思うんですが、中には連合会に規約がないものもあります。はっきりあります、連合会に規約がないのに会長が決まるというのが。だからいつまでやるのか、どうして選ぶのかわからないような連合会もあります。

でも、その自治会を大竹市はパートナーとして、昔は自治会と言わなかったですよ。市協委員さん。市の協力委員、あるいは市の協力団体という呼び方をしておりました。だから、自治会長じゃなく市協委員長さんという言葉を使ってたですね。それが、おのこの自治会が独立して、先ほど市長が言われたように、それぞれの自治会が自分らの自治会は自分らの自治会で計画を立て、すばらしい地域にしようと言うて、市協委員会から自治会にかわったわけですよ。その自治会がもう既に限界に来てるということを私先ほど壇上で申しあげました。

自治会長にならない、なる人がいない。自治振興課のほうにも御相談しましたら、何回でも同じことになりますけど、なかなか難しいんじゃないでしょうか。しかし、いなかったら運営できないわけですから、自治会を解散したらどうですかぐらいしか私はアドバイスできないんですね。でも、自分の親がおるから私は1週間のうち2回も3回もこの地域に帰ってくるんですと。だから私になってもいいですと。住所が違うんですけど、それでもなれないんですか、大竹市はと。認めないんですか、大竹市はと言われる方がおられるんです。こういう地域が今からふえてくるだらうと思います。

あるいは違う地域に行っては、もう3人ぐらいしかやる人はいないんだと。そうすると自治会長と副会長、それとか何とか防犯部の組合長とか、公衆衛生のほうとか、1人が3役も4役もやらなきゃいけないと。本当に自治会が機能しなくなってるということは、職員の皆さん半分は市外ですから、半分ぐらいの人はわかると思いますけど。

それで輪番制、1年ごとに自治会長が変わる。そういう地域も結構あります。その自治会のありよう、これについてどう思われるかということと、これに関連するんですけど、先ほど市長言われた公共交通の問題です。地域でやる気がある人、あるいは自治会として

の1つの組織として、こういうふうにやりたいという組織があつて、やりたいところはちゃんとバスを走らせますと。そういう計画を立てますと。でも、それができないから私が今質問しとるんです。

今まで委員会で質問したら、その答えは公共交通活性化協議会とかいうのがあつたからそちらなんですと。うちは補助金出しとるだけなんですと。これが今までの市の答弁なんですよ。ほとんどそういう答弁ですよ。委託したら、マロンの里を例えばJAに委託したら、JAさんにもう委託しとるんですと。市営住宅は広島第1ビルサービスさんに委託しとるんですと。でも、もう自助・共助ができない。そういう地域がふえてきてることについて、私以前に地域担当制という制度を設けたらどうですかと2回一般質問させてもらいました。市長はそのときに、いや、うちの職員は、いろいろ地域でいろんな役をして、学校関係いろんなことやっておられますと言われますけど、約半分の方が市外の方です。地域を守り、地域の行事、地域のふれあい、地域での助け合い。このためには自治会とか、今のようにそういう気持ちがあつて多くの人数がおられるところは、バスも運行できるかもわからないけど、パソコンも打てない。市役所のどこに行ったらいいかもわからない。それを公共交通活性化協議会に任すのではなしに、一緒に市の職員も考えていただきたいと思うし、できれば地域担当制、そういう制度をつくっていただきたいと思うんですが、まずこの2つについて、自治会のありようと公共交通について御答弁お願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 1点目の自治会のありようについてお答えをさせていただきたいというふうに思います。大竹のまちは、私この世界に入ってきて、大変自治会がよそのまちに比べてしっかりしている。よそのまちよりもずっと自治会組織がきちっとできているまちだというふうに感じております。その中で大変自治会運営が難しくなっている現状がございます。これは市民の皆様方、日本全国の国民性の問題で、地域に対するかかわりを持たずとも生活できるような仕組みがこの世の中にできてきたという中で1つ大きな問題にあるんだろうというふうに思います。そういう中で、どういうふうな方策を次に考えるかということになってまいります。

すぐ近隣の岩国の小瀬地区というところがございます。1つの過去にあつた自治会単位でいきますと、もう1人しか住んでないところ、それから数軒だけのところがございます。それは結局大きく小瀬地区連合会ということで、全体が統合した中で自治会運営をしていくというような知恵を出されてやっている部分もあります。

また、外国に行きますと、隣町が数キロも数十キロも離れている。周りには人家がないというような国がたくさんございます。そういう中で、この日本の中でも、中山間地ではそういうことがあり得るようなことがもう目の前になってきております。その中で、どのように行政として自治的なことをやっていただく部分の機能を保っていくか。それと行政の役割はまた別でございます。行政は職務としてきちっとそれぞれの部署部署でもって、ラインでもって仕事をしてまいります。そういうことで、各個人個人のいろんなことについては配慮が行き届くようなことはやっていく、その仕組みは行政としてやる必要があるかと思っております。ただ、自治という部分については、これからの日本のありようについて

しっかりと見きわめながら、もっと大きい範囲での連合体をつくるような格好での運営をやらざるを得ない時代になってくるのではないかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 市民生活部長。

○市民生活部長（青森 浩） 公共交通についてお問い合わせがあったと思いますので、お答えします。今の御質問の中身は、公共交通の答弁ということでございますが、活性化協議会で話は、公共交通に乗る前と乗る後の話と2つあるんだと思います。公共交通として認められて路線として乗っかかってくれば協議会の中の話になると思います。それと以前から大井議員が言われとる公共交通の走ってない地域については、協議会ということではなくて、要望があった段階で地元と話をしていきたいということは我々はずっとしております。その話をまず勉強会から立ち上げようと、その中で地区としてやりたいというようなまとまりが出れば、いろいろ細かく決めた上で改めて市として協議会のほうに議題として挙げていく、その中で決めていくということでございますので、いきなり協議会だけで決めるということではなくて、その前段として市民との話し合いというのがありますので、そこだけは区分けして考えていただきたいと思います。以上です。

○議長（児玉朋也） 市民生活部長。

○市民生活部長（青森 浩） 自治会の会長に市民でない方がなれるかという御質問でございますが、以前もお答えしていると思うんですが、まず一般論ということでお話しさせていただきます。本来、自治会はそれぞれの地域で考えるということで、市としてどうしていただき、こうしていただきたいという考えは法的な部分としてありません。また縛りもありません。もともと自治会というのは、一定の区域に居住する住民という考えでございますので、そもそも市外の方が会長以前に会員になるということは想定はされていないんだろうと思います。ですから一般論で言えば、総会の議決を得て規約を変えるとかいう流れの中では、市外の方が役員になると、あるいは会長になるということはやぶさかではないのかなというふうに思ってます。

ただ、現実問題として災害時等、万が一の場合どうするかという問題が残るんだろうと思います。これが一般論ということにはなるかと思えます。あと大竹市の場合、若干例外として認可地縁団体という自治会があります。認可地縁団体は地方自治法上の規制がありますので、認可地縁団体については地区の方の住民しかねないということでございますので、一般的には前段のお答えでいいんですが、ある一定の地域の認可地縁団体については縛りがありますので、市外の方は会員になれない、結局会長にもなれないということになるんだろうと思います。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番（大井 渉） 今の公共交通のバスのほうから。12月議会でしたか、元町・本町のほうからあの一帯を通してほしいというのが議会運営委員会には諮られましたですね、陳情書が。いつの間にか取り下げられましたですね。議会運営委員会では、その陳情書が諮られました、間違いなく。本町・元町地区だったと思いますけど。それ事実かどうかわかり

ません、私も又聞きですから。なかなか今のように、あれだけの大きな多くの人口がおられるところでですね、それを引っ張ったり、まとめたりするのが難しいという、だからその要望を引っ込めたというふうに私は理解しております。

そういう大きい自治会が、もしそれが事実だとしたら、小さな自治会とか自治体、組織、あるいは自治会で、今の部長が言われたり市長が言われたりのことが不可能な状況になってきておるということを私は申し上げているんです。それができるんなら、しますよまだ。だから、できないからどうしたらいいかということ、もうぼちぼち、その連合会の会議も何回か開いていただいて、市はこう思ってますと、自治会の各単位単位を見れば、もう非常に難しいと、そういう中で確かに広原地区と谷尻地区というのは地縁法人になっています。だから、それは地縁法人ですから、普通の自治会と一緒になるということは難しいでしょうし縛りがあるということは今、部長が言われました。多分72自治会のうち2つが地縁法人の自治会というのが大竹市内には存在します。私が住んでおったところは地縁法人にしました、私が。だけど、そうでない今のように地域の行事がなかなかできない、9月ですかね、今、清掃作業なんかをするというのは、これももう車に乗れないんだと、車に今まではゴミ袋を入れて、缶拾いをして、でも、もう車の免許証、75過ぎてもう危ないから返しなさい言うから、もう返しちゃって軽トラックもないんです、車もないんですと、そういう地域がどんどんふえておるんですよ。これからもふえ続けると思います。

だから、それは公衆衛生推進協議会ですか、そちらの責任だと言われれば、そうかもわからないけども、市としても責任が僕はあるかと思えます。そういうものも全部ひっくるめてですね、縦割りでなしに横断的に、もう少しこの地域をどうしたらいいかという、そういうものが一番最初の大竹を愛する人づくり、そういうものにもかかわってくるんじゃないでしょうか。それから地域担当制というのが難しいというように私はとれたんですが、東広島は1,400人か1,600人、全職員を地域担当制の職員制度にしておりますよ、あそこの市長は。やる気になればできるんですよ。今の公共交通にしても、要望があればって、要望ができないんですよ、先ほど言いましたように。車に乗れない、清掃作業もしたいんだけど人がいない、車ももう運転免許証も返した。そういう地域がどんどんふえてきてるんですよ。それは自治会が考えてくださいとか連合会が考えてくださいじゃなしに、行政がもっともっと、そういう自治会を集めて、皆さんの知恵をかって連合会組織にして、こういう運営はどうでしょうかとか。こういう規則、規定を変えられてこういうやり方にしたらお互いがまたふれあいもあるし、お互いの協力もできるし存続もできるんじゃないですかと、そういうことを提案するなり、していただきたいと私は思っております。

後から今のことについて何かコメントがあればお願いします。

それから、社会教育施設の再編についてお聞きします。総論・各論というのは、先ほど言いましたように、行政、執行部が出した方針、方向でしかありません。重いと言えは重いし、軽いと言えは軽い。今、小方をとって申し上げますと、ここにも議事録をもらいました。今3回ほど地域と小方の公民館をどうするかという話し合いをされておりますね。今回も小方地域のまちづくりについて地方創生事業で2,400万ですか、小方の駅、小方の市道、小方のまちづくりというんで計画をつくってもらおうという予算がついております。

この前も補正予算のとき私申し上げましたけども、どういうものをつくるかがわからないのに、ただでくれるんだからいいじゃないかというのも一理あって、どっちにしてもつくらなきゃいけないわけですから、それをもらって今からつくるんでしょうけど、どういう方向か、まだきょう現在わかりません。

それに含めて、今小方の公民館のことですけど、20回でも30回でもやるって担当の課長元気よく言われたんですが、今のところ3回です。もう残された期間といいますか、もう来年の3月には国交省のほうにお渡ししなきゃいけない、小方の土地を。これは間違いないですね。ということになると、もう少ししたら、入札もし解体作業も入る。私がいろいろな地域の自治会長さんや副会長さんや、そういう役員からお聞きしたのは、小方地域は小方の公民館があるから、あそこを集会所にすればいいからと言うんで、小方財産区からもらったお金をこの大竹市に寄附しております。特にステージ部分がないから、小方の議長をされた方です。ステージ部分もつくりたいから、これを公民館と集会所と兼用で使いたいんで、この350万3自治会出してくれて1,000万超える金を寄附しております。

3年前でしたか私が直接国交省の広島国道事務所調査設計課長にお電話して、一体岩国大竹道路あるいは市道、それから公民館を含めてどうなるんですかと、市役所から一向に説明も地域にないし、議会にもないし、国交省の責任として話しに来なさいよと言って課長に電話したら、すぐ来られました。そのときに公民館のことについて言いますと、各自治会で4名から5名出ておりましたので十四、五名の方がおられました。溝田さんという当時の調査設計課長です、今は中野さんにかわっておりますけども。その方が言われるのは、4メートル、5メートルもちょん切ったような体育館を皆さんに使ってくださいと言うのは、それはそういうことを言うのは失礼です。だから、あれは全部解体して、新しい場所に新しい体育館をつくりますと約束されたんですよ。そしたら、違う役員の方が、ついでに済みません、会議室とか調理室とかあちらのほうも一緒に全部やってくださいという声何人か上がりました。そしたら、国交省のほうからは、いやいや会計検査院というのがあって非常に難しいんですよと、ここまでは許されるけど、これ以上は使ったらいけないという基準があって、だから非常に難しいんで、申しわけないんですけど体育館だけは新しい場所に新しい土地に新しいものをつくります、これはお約束しますと。ただ、分離式になる、運営が。体育館は体育館で人を置いて運営しなければいけない。今、会議室とか調理室とか研修室とかいうのは、またここに人が要る、分離型になるんでこれは申しわけないと、そこまで言われたんです。今、3回しかやってないですけど、やがてこれ業者を決めて解体もことしの予算に組んであります。一体どういうふうにおさめようとしておられるんですか。地域にどういう話をして、地域の了解をどういうふうにもらおうとしておられるんですか。

今、小方地域では、それぞれが敬老会とか別々にやっております。今夜も自治会の役員会がありますけど、これはあくまでも2丁目だけです。3自治会あります。3自治会が自治会の役員会総会、いろんな行事、ことしはほとんどもやらせていただきましたけど、とんどの後の打ち上げ、反省会、交流会、これは今、小方の公民館、ここしかないんです。これを集会所にすると、じゃ社会教育法上の公民館はなくてもいいという考え方なのか、で

あれば、集会所で皆さんがオーケーされたのか、それはあくまでも二、三人の自治会の会長さんだけの考え方であって、本当に地域にちゃんと説明に来られるのは、いつまでにされるのか、もう時間は少ししかありません。

総論・各論というのは、あくまでも市の目指すところです。この中の議事録にちょっと質問があったのが、小方だけをいじめるんかと役員さんが言っておられます。小方はまちも壊し公民館までなくすのかということ言っておられます。いや、そうじゃりませんとこの議事録に書いてあります。大竹会館も直すんですと。でも、あれは法律に基づいて直すんですよ。

玖波公民館に何かで行きました、委員会か何かで。報告集会ですか。そしたら後ろにバケツがありました。何ですかって言ったら、雨漏りがするんですと。もし岩国大竹道路が玖波公民館があったら玖波公民館をなくしてるはずなんですよ。小方は残してるはずですよ。

だから、それこそ計画性が僕はないまちだと思うんですよ。御都合主義の説明だと。それも何か社会教育施設の再編、総論じゃの各論じゃの、大きな絵みたいなことを言いますが、片方は法律が変わるから、もう解体しなければいけない。小方は岩国大竹道路がかかるから国交省に渡さなければいけない。それだけを長つたらしくですよ、総論じゃ各論じゃ書いてから。それちゃんと地域に説明しなきゃいけない責任があるんだろうと思う、行政には。このまちは本当に説明責任というのが果たされてないと思います。今のことについてお答えお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市民生活部長。

○市民生活部長（青森 浩） 私のほうから2点ほど、前段の分お答えさせていただきます。

まず公共交通の考えでございますが、担当窓口あるいは地区懇談会等含めまして要望があった地域は多分2カ所か3カ所程度だったと思います。それも個人的に言われたのか、地域全体の意見かというものはかりかねております。そのときは必ずお1人の意見でなくて、やはり今から勉強していかないといけないんで、2人でも3人でもいいんで仲間集めてくださいと、そこへ我々が入って行って勉強会から始めましょうということは常々言っております。そのスタンスは変わっておりませんので、ただ難しいということではなくてですね、しっかり御意見いただきたいと思っております。それであればですね、一緒に入って行って検討していきたい。それが今の地域交通の考え、利用する市民みずからがつくり、守り育てる、この考えは変わっておりませんので、今後もこいこいバス同様ですね、そういう方向でやっていきたいと思っております。

それから、2番目の地域担当制職員が自治会の総会等へ出て云々かんぬんという話なんですけど、今3回と言われまして、私24年3月の定例会の一般質問されたの私もよく覚えてます。私2回と思ったんですが、3回ということですので、もう1回ちょっと答弁調べてませんので、それまた調べてみたいんですが、今回ですね、私もちょっと検討してみました。まず基本的に考えておかなければならないのが地域担当制というのは目的ではなく手段だということだと思います。目的はあくまでも市民自治あるいは市民協働だと。市民協働の手法、手段はさまざまあるんですが、目的である市民協働を実施する手段の1つとして地域担当制があるということは踏まえておきたいと思っております。

この協働の考え方なんですが、やはりその地域の面積なり人口なり、さまざまな特性、それから過去の経緯、歴史、こういったいろんな要因によって決まってくるものだと思います。流行であるとか、よそでやっているからやるというものではないというふうに思っております。御質問の事例ですね、東広島市、これまさしく私もちょっとこれ勉強させていただきました。その中で東広島は自治会の協働ということではなく小学校区単位に創設した地域協議会ないしまちづくり協議会で協働している。しかもその協議会は、自治会だけでなく各種団体、地域の学校、企業、事業者等で構成されているということで、自治会とは全く別の組織なんだろうと思います。東広島の場合、2回の合併で9つのまちが一緒になっているということで、面積で言えば、大竹の8倍、また小学校区も40以上あるということで、多分担当課だけでは対応し切れないという部分もあって、協議会ベースに職員、地区担当にしているものかなというふうに個人的には思いました。

その中で、大竹の場合ですね、そもそも協議会のような新たな組織をつくるという、現状の大竹は単位自治会でやっているということになると、大竹の場合とちょっと事例が違うのかなというふうに思いました。他市の事例もいろいろ見てみたんですが、その多くはほとんど単位自治会ということではなく、小学校区あるいは中学校区単位で協議会をつくと。東広島のように40というのは少なく、10とか20の単位協議会に分けて、そこへ職員を行かせているというふうな形です。となると、地区担当制というのは地域協議会、まちづくり協議会セットで検討すべきだろうと思います。そうしたとき、大竹市の場合、協議会をつくるということを改めて考えてみたんですが、そういう必要性も必然性も現在のところないというふうに考えておりますので、現在のところは地区担当制を取り入れる考えというのは持っておりません。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋村哲也） それでは、私のほうから公民館の件について御説明させていただきます。

まず1点、最初の御都合主義だということをおっしゃいましたが、再編に当たってはですね、先ほど市長申し上げましたように、社会教育施設の再編は施設の老朽化が進んで、今から更新・改修につながってくると。それはこれから予想される社会情勢の中で、人的、財政的資源の可能な範囲でどのようにしていくかと、またはどのように機能が失われないようにやっていくかということで考えていったことです。

小方公民館がイの一番になったというのはですね、先ほど市長申し上げましたように、道路の問題というのが一番の理由です。道路もですね、やはり大竹市民の皆さんが何年も前から早期解決、早期の着工、また早期の完成を願いまして進めたもので、小方公民館があるから道路ができないんだということはいけませんので、これをイの一番に挙げたということで整理をしています。

これがまず1点目なんですが、もう1点の自治会の皆さん、小方の自治会の皆さんが小方の公民館を集会所として活用している。それに対して建設費を小方地区がいただくはずだったというか、小方のほうに使われるはずだったお金をですね、こちらに入れたという

のは承知しております。そういうことがございまして、今、小方の3自治会と話を継続させていただいています。その中で、確かに大井議員と約束したように、20回でも30回でも行きますよというふうにお話をしました。言われたとおりでございます。

ただ今も継続して小方自治会とは話を進めていますし、3自治会ですね。それと公民館を利用されています各団体にもですね、今話をしに行っています。スポーツ団体または研修室のグループ、ここに今話をしています。その中で、自治会のほうの1つの要望として、幾らでも行きますよという話をする、3回目、最後の話なんですけども、一応自治会としては、残った研修室を集会所として使いたいんだと。私たちは使いたい。ただし、自治会が集会所として管理するのは非常に難しいんだと。今いろいろ大井議員さんの話聞きまして、自治会が大変なんだという話は聞きました。自治会のほうも同じことを言っておられました。

ですから、そこを管理してくれる人が欲しいんだと。そこがある程度見えてきて、どのように研修室、集会所部分を残る研修室を改修するか、そういうあたりは、まず市が案を示してほしいんだ。それまでは来ても話すことはないよということで、今そのことをですね、自治会の宿題を預かったことを教育委員会だけでは回答出せませんので、市長部局の皆さんと一緒にやっているところです。できるだけ早く回答を出さないといけないというのはよくわかってますけども、未来にわたってどのように施設を使うかということを考えてますので、もう少し時間をください。

それともう1点、国との話の中、小方公民館の体育館部分を別の場所に建てるというのは、確かにそういうお話があったとは聞いてますけれども、これは小方公民館の体育館を建設する必要があって、なおかつ建築するのであれば、その相当する部分の補償費を出しましょうという話だったというふうに認識しています。ただ、小方公民館というのは、今から三十数年前に考えられつくられた公民館です。そのときは、大竹市内は玖波地区、小方地区、大竹地区、ここに公民館をつくらうということで最後にできたのが小方公民館だというふうに認識しています。ただ、あれからもう三十数年たちました。もしもですね、もしもと言ったら申しわけないんですが、もし仮にそれが建設後5年くらいたったときであれば、即座に建ててくださいというような話に恐らくなっていたんじゃないかと思えます。

ただし、先ほど市長、皆さんに説明しますように、大竹の状況が大きく変わっています。だから大井議員も言われましたが、今あるものがなくなることは大変不便なことです。そのことはよく私もわかっています。今あるものはなくなる、それは皆さんに不便をかける、これはよくわかっていますが、今30年前の施設をですね、そこに再現することはできません。できませんというか、今からさらに20年、30年と有効に利用されることというのは、なかなか想像できない。そのために社会教育施設の再編の計画、市の計画ですけども立案したわけです。ですから、これからですね、しっかり皆さんに工夫をしてもらう、私もそのことを私たちもお願いしてまいりました。小方にはまだ旧中学校の体育館も小方学園の体育館施設もありますし、研修室部分はそのままの形で残ります。そのあたりは、しっかり我々もですね、私も工夫して、大井議員から言われたら、まだまだ丁寧ではないと思えますけれども、しっかり足を運んでまいりますので、ぜひ理解してもらいたいというふう

に思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番（大井 渉） いろいろ申し上げましたが、何と言いますか議論の中身に入っていない、まだ入り口だと思います。また14日から始まる予算委員会で、この細かな資料も含めていろんな質問もさせていただきたいと思ひますし、お知恵もいただきたいと思っております。

ちょっとまちづくりという観点で、これ通告してないんですけど、建設部長さんおられるんで、ちょっと質問させていただきたいんですが、小方のまちづくりということで、これはずっと前から言っておるんですけど、今、岩国大竹道路がですね、図面を国交省が描いて、ガードから今度、山手側を今年度描いておるといふうに聞いたんですが、亀居城の入り口に新しい家を建てるとか増築するとき、あそこが土砂警戒区域になっておるんですよ。そのときに、亀居公園は市の公園ですよ、あそこには擁壁はつくらないと増築とか新しい建物が建てさせないよと言われてたんですけど、その擁壁というのは誰がやるんですか。市の公園、亀居公園の中に。わからなきやいいんですが、わかれば教えてください。ちょっと通告なしで申しわけないんですが。

○議長（児玉朋也） 答えられますか。建設部長。

○建設部長（大和伸明） 亀居公園の周辺に市の取り付け道路ですね、岩国大竹道路の関係でつけかえることになります。それに伴う工事は擁壁が伴うこともありますので、それは国が市道のつけかえはやっていただくということになっております。そのほかの計画は今のところ、はっきりしているのがございませんので、この程度でございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番（大井 渉） 一応終わりますけど、今のことについて詳しくまた予算委員会で質問させてもらいますんで、よろしく願ひします。とにかく私は余り無理を言っておるとは思わないんですけど、できないものはできない、難しいものは難しい、そういう説明責任を果たしていただきたいということを私はきょうは申し上げたつもりです。それは、中に個別では厳しく捉えた方もおられるかと思ひますけど、難しいものは難しいんですから、はっきり言って。できないものはできないという説明責任を果たしていただきたいとぜひ願ひを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 8番、網谷議員から本日は欠席届が出されております。

続いて16番、山本孝三議員。

〔16番 山本孝三 登壇〕

○16番（山本孝三） しんがりを務めます山本でございます。よろしく願ひします。

私は3月予算議会に当たりまして3つのテーマについて、市長の見解なり執行部の皆さんの対応についてお伺ひしたいと思ひます。

御承知のように、ことしは夏に参議院選挙が行われます。今、この3年間の第2次安倍内閣の政治に対する国民的な大きな批判が高まっております。民主党初め共産党を含む野党5党が絶対多数を誇る安倍自公政権に対しまして、何とかこれを少数に追い込むための選挙協力を確認いたしまして、全国、北海道から熊本、四国、京都、各地で選挙協力の具

体化が進みまして参議院選挙に向けての準備が進んでおります。

この野党5党の基本的な選挙協力の一致点は、戦争法に示される安倍政権の平和憲法9条改定を明言して自衛権行使を行うと、こういう危険な政治に対する国民との協力のあかしでもあります。今、平和を愛し、国民の暮らし優先の政治を求める大きな世論と運動が広がっていることは御承知だと思いますけれども、安倍政権のこの3年間の功罪が厳しく問われるであろう参議院選挙に向けて、私もまた平和と暮らし優先の政治を願い、その思いを込めて質問させていただきます。

まず大竹市の財政状況について伺いますけれども、今議会に市長が平成28年度当初予算の提案説明の中で、大竹市を含む現在の地方財政の動向は、税収が増加して国もまたそのことを前提に盛りだくさんの施策を法制化もし、予算措置もしてくれて緩やかではあるけれども、財政運営にゆとりが出たというふうな印象を受ける説明でございました。

そこでお伺いするんですが、昨年26年度の大竹市の決算審査に当たりまして、いただきました大竹市の向こう5年間の財政推計を見る限り、今触れたような感じは見られません。率直にお伺いいたしますが、市の財政の動向を見る上で、本当に税収が期待どおりこれからもふえるのでしょうか。このことについて、そのふえる要素なり根拠なり、見直しを含めて明らかにしていただきたいと思えます。

ただ、入山市長が市政を担当されまして10年になりますけれども、この間、大願寺山造成地に係る負債、大竹港開発にかかわる市の負債、これらは一定の返済を進めまして当時よりかなり負債額を減少していることは私も認めますけれども、そうはいつてもやはり大開発に伴う大願寺造成地の負債、大竹港を初めとする工業用水等の負債は依然として大竹市の財政運営の上では大きな荷物になっていることは間違いありません。とりわけ大願寺の造成地にかかわる負債は、現在どこまで減少して、いつの時期に完済できるのか、毎年の一般会計を含む各会計の中で、どれだけの負担をして返済を行っているのか。このことも私は市民の皆さんとともに、これからの市の財政運営の上で、こうした開発事業にかかわる負債が多くの方の暮らし、営業、こういう行政分野に影を落としているというのを冷静に見る必要があるかと思えます。

そこで、ただいま申し上げましたような大願寺造成地をめぐる負債の返済状況、いつの時期に返済が完了するのか、毎年どれだけの借金返済のための支出を行っているのか、その実態を冷静に見ながら、これからの財政運営についての行政展開にかかわっての問題を見る必要があるかと思えます。

それで、大竹市の持つ今触れたようなことを見ながら、国の地方財政計画に触れてお伺いをしたいのですが、国もまた地方財政は、緩やかではあるけれども上向きの傾向にあると。各市町村地方財政の税収はふえるということを前提に安倍政権も平成26年、27年、新年度28年に向けてのさまざまな政策を打ち出し、多種多様な交付税交付の項目も設けて、市町村に対する行政に財政上の大きな影響を与えておりますけれども、そのことが全てよしと言えるのかどうか。このことにも一定の警戒を持ちながら吟味をしてみる必要があるんじゃないかというふうに私は思っております。

27年度以来、地方財政計画の中で打ち出された今まで余り聞いたことのないようなこと

が言われております。例えば産業競争力強化法という法律が制定されて、これに基づいて、さらなる開発を進めると。しかも、この方向は地域の自治体とのしっかりした協議を土台とするのではなくて、むしろ上からの計画の執行を求めると。こういう性格のものだという批判的な意見もあるようですが、大竹市にとってこの産業競争力強化法なるものは、今具体的に国・県との間で1つの事業展開を予定して協議をされておるといふような事例がありますかどうか、このことを1つ聞かせてください。

それからもう1つは、これも地方六団体からの非常に厳しい反対意見もあったようですが、総務省は民間委託をさらに進めて、地方自治体が一括を断行することを求めている。しかも、その民間委託の進展ぐあいによって交付税の算定にも影響を与えるといふような仕組みが導入されているといふふうにも言われております。この中には、学校給食の調理・運搬、学校用務員事務、本庁舎の清掃など16業種にわたって民間委託を促す。このことも地方六団体の中では、地方分権がうたわれ市町村の自主性が尊重されなければならないこの時代に、上からの財政的な締めつけを含めて財政面から市町の対応を制約すると。こういうことを28年度地方財政計画の中でうたっておるようですが、私の理解が間違っておれば間違いだといふふうにおっしゃっていただければ幸いです。

こうしたことで市長として、どのような受けとめ方をされておるか。さらに重要なのは社会保障改悪のプログラムができ上がって、これから介護にしても国保にしても社会保障全体のこれまでの制度がどんどん後退させられると。ひいては多くの皆さんの医療や介護、教育、これにかかわって重大な負担増になると。こういうことが既に指摘されて大きな問題になっておりますけれども、このこともやがては大竹市に重い課題としてのしかかってくるという心配もございます。これからの行財政運営に当たって、市長としてこうした国の財政制度方針を踏まえて、まさに口癖のようにおっしゃる大竹市に住んでよかった。心安らぐ市民の皆さんのまちづくりを進めたい。この思いを具体的な施策の上に反映していただく上でも、改めて市長のこれからの対応、基本的な姿勢を伺っておきたいと思っております。

それから2つ目の問題ですが、今貧困と格差が大きな社会問題になっています。ここで取り上げたいのは、1つは非正規職員の待遇改善。これは全産業労働者の非正規と正規の賃金の格差。これはすごい格差が出ておるようですね。労働省の調査でも正規と非正規の賃金格差が月当たり10万円も違ふと。年間120万違ふ。大竹市もこの本庁舎を含めて保育所、小中学校、こういうところに働いておられるいわゆる非正規の職員の皆さんが140名を超える方たちがおられるわけですが、これも3年勤務しようが5年勤務しようが10年勤務しようが待遇はほとんど変わらない。今、安倍総理自身が同一労働同一賃金ということをおっしゃって、そういう格差をなくさにかんといふふうにおっしゃるんだけど、実態は今言うような状況です。大竹市は、この非正規の職員の皆さんへの処遇をどう改善してこられたのか。28年度、これからどのように対応なさろうとしているのかひとつお聞かせください。

それから、もう1つは子供たちの貧困、この問題が大きな政治問題、解決しなければならない課題となっておりますけれども、大竹市の保育料あるいは就学援助、こういった具

体的な施策について、その実態をここで示していただいて、改善したという事項があれば、それもあわせて説明をお願いしたいと思うんです。

幸い大竹市は、子供たちへの支援の大きな柱として乳幼児医療無料化制度を中学卒業まで拡大されました。これは大いに歓迎すべき入山市長の思い切った決断だと評価いたしますけれども、これもさらなる保護者の負担を解消すべく、また年齢の引き上げに向けてのさらなる努力をお願いし期待もしたいと思っております。

それから最後の問題ですが、介護保険のことについて質問させていただきます。私なりの質問内容として言葉にするよりか、ここに非常にリアルで深刻な状況の報告がされておりますので、これを紹介して質問にかえたいと思うんですが、今、介護をめぐる事件が連日のようにニュースになっています。家族が介護疲れから殺人に至る事件は、警察庁が統計を取り始めた2007年から2014年の間に未遂を含め373件起きています。年平均46件、8日に1回の割合です。介護を苦しめた自殺・無理心中は同じ8年間で2,272人にも上ります。介護のため家族が仕事をやめる介護離職は年間約10万人で推移しており、企業活動の妨げにまだなっています。なぜこんな事件が起こるのでしょうか。

介護保険は要支援・要介護認定者約615万人のうち半分以上が在宅介護サービスの利用者です。介護保険は、介護の社会化をうたって創設されましたが、実際は家族介護を前提に設計されています。要介護度ごとにサービス上限が定められ、上限を超えれば全額自費負担です。ある介護家族がフルタイムで働くため認知症の親を週6日デイサービスに通わせ、ショートステイも利用したら1割負担と自費で十数万円かかったと言います。利用料の1、2割負担には軽減措置がなく利用を抑制しています。要介護認定を受けた人の2割がサービスを利用していません。施設サービスが足りず、特養ホームは52万人が待機、介護に疲れ切っている家族は預かってくれるだけでもありがたいという心境になり、劣悪な条件のお泊り例や無届け介護ハウスがふえているのです。介護保険制度の改悪もありました。歴代政府は、介護サービス削減と負担増を国民に押しつけてきました。介護報酬を引き下げて職員の労働条件を悪化させ人材不足を招きました。

安倍内閣は、一昨年成立させた医療介護総合法で要支援1、2の訪問介護と通所介護を保険給付から外し自治体事業に移しました。同事業では、無資格者やボランティアが担い手となります。さらに要介護1、2のサービスを保険から外す改悪に着手し、来年の通常国会に法案を提出しようと計画しています。軽度者が専門的なケアを受けられなくなると重度化が一気に進み、保険給付費はかえって増加するでしょう。

一方、諸外国は逆の動きをしています。日本がお手本にしたドイツの介護保険は、中重度者が対象の3段階でしたが、2017年から軽度者に拡大する法律が成立しました。韓国も中重度以上の3段階だったのが、既に昨年から軽度者を含む5段階に広げています。安倍政権は、こうした諸外国の流れに背を向け中重度に特化しようとしていますというふうな報告、これは立命館大学産業社会学部教授の芝田英昭さんがまとめられた介護保険に関する詳論です。

それで、今のような実態を踏まえて、大竹市は昨年国の制度改正に伴って要支援1については2年間の猶予を置いて重度化しないような受け皿をつくると。その2年間の猶予期

間の中に必要な施設なり、あるいは組織なり整えるということでしたが、現在そのところはどのような状況になっておるのか、取り組みの現状を聞かせていただきたいと思っております。

それからあわせて、最近、安倍総理も特別養護老人ホームに52万人もの待機者がおられるという実態を踏まえて特養の増設を言明されました。これは今までは何か国や県の許可権のもとで市町がやろうとしてもなかなか実現は難しいという制約もあったんですが、安倍総理自身がそういうことを言明されるということになれば、具体的に市町における特別老人ホームなどの増設は、これまでよりか実現がみやすいんじゃないかと思うんですが、大竹市も高齢化が進んで介護を受ける人も減少することはない、ふえるのみである。そういう状況ですから施設の整備拡充も必要と思っておりますけれども、このことについてもあわせて市長の見解、担当者の御意見を聞かせていただきたいと思っております。

登壇しての質問は以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（児玉朋也） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩します。

再開は午後1時を予定しております。お願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

12時00分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び総括質疑を続行します。

山本議員の質問に対する答弁から再開いたします。市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 山本議員におかれましては、制度変更に伴い弱い立場にある方が不利益にならないよう常日ごろから気にかけていただいております。ありがとうございます。また、本市の財政状況につきましても総括質疑をいただきました。財政規律を守りながら、今しなければならぬことは何かをしっかりと考えながら、今後も財政運営をしてまいりたいというふうに思います。まずは準備しております原稿に従いまして答弁させていただきます。答弁漏れにつきましては、後ほど担当部長から答弁させていただきます。

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

1点目の本市の財政状況と国の地方財政計画に関する御質問にお答えいたします。

まず本市の財政状況でございますが、平成28年度当初予算の歳入では、市民税は法人市民税の増加を見込み、市税全体で前年度比約2%の増と見込んでおります。歳出は前年度と同程度の一般財源が見込まれることを前提に計上しております。土地開発公社を含めた臨時財政対策債を除く全会計の地方債の残高は、平成28年度末で319億円と見込んでおり、10年前の平成18年度末の453億円から比較すると134億円減少する見込みでございます。公債費は、平成28年度にピークを迎え、平成の初期から行ってきた大規模事業のために発行した地方債の償還も順に終わってまいります。景気の回復傾向による市民税の増加や工場

等設置奨励事業の終了などの効果もあり、平成26年度に続いて平成27年度の決算においても財政調整基金の取り崩しをしない見込みとなっております。

平成29年度以降の見通しでございますが、ごみ処理広域化事業などの大型事業、老朽化の進む社会教育施設や道路・橋梁などについても更新費用がかさんでくることが予想されますので、更新コストを下げる努力や財源の確保に努め、さらなる地方債の圧縮に取り組んでまいりたいと思います。また、ふえ続ける社会保障費に対しても将来を見越した行財政システムの改善や基金の積み増しなど、しっかりした備えをしていきたいと思っております。

次に国の地方財政計画の状況でございますが、平成28年度は前年度に引き続き地方みずからが自主性・主体性を最大限に発揮して地方創生に取り組むことができるよう地方財政計画の歳出に需要額が盛り込まれております。この需要額については、今のところ国の総合戦略期間の平成31年度までは継続される見通しとなっております。

歳入でございますが、地方交付税については、リーマンショック後の対応モードから平時モードへの切りかえにより特別枠は廃止となりましたが、原資となる法定定率分の伸びにより出口ベースでは0.3%の微減でございました。財源不足分の臨時財政対策債につきましては大幅な減となりましたが、景気の回復基調により地方全体の税収が伸びる見込みから、一般財源総額はほぼ前年度と同額の見込みとなっております。また、国の財政状況が厳しくなる中で、民間委託などの進む地方自治体を基準とし需要額を算定するトップランナー方式の導入も決まり、地方財政計画全体の需要額引き締めも示されています。このトップランナー方式では、既に多くの業務で民間委託を進めている本市においても需要額の切り下げとなるため平成28年度以降、段階的にマイナスの影響が出るものと思われまます。国の動向や経済状況など不安要素も多く楽観視できない状況は続いておりますが、安定した財政運営を続けるためには、歳出の抑制だけでなく一定の人口維持のための施策も必要でございます。平成28年度は、いよいよ大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略に本格的に取り組んでまいります。すぐには効果を実感できない事業もあるとは思いますが、市民の皆様方が少しずつでもこのまちが発展していくことで、夢や希望を持てるよう一歩一歩確実に進めてまいりたいと考えております。

続いて2点目の貧困と格差社会への市の取り組みについての御質問にお答えいたします。教育の取り組みについては、後ほど教育長からお答えいたします。

まず非正規職員の処遇改善についてお答えいたします。本市における任期の定めのない臨時・非常勤職員の賃金や報酬の水準その他の勤務条件については、基本的に県内他市の水準を参考に定めているところでございます。これまでも臨時職員については、忌引休暇の付与や通勤費の支給、非常勤である嘱託職員については、職種や経験年数に応じた報酬体系の確立などの処遇改善を行ってまいりました。来年度に向けての新たな改善措置としては、より一層の人材の確保を図るため、臨時保育士の日額賃金を引き上げるとともに、通勤費を通勤距離に応じて引き上げることといたしました。臨時・非常勤職員には、多様化する行政需要に対応するため、一定の役割を担ってもらっていると認識しています。今後とも一人一人の能力をしっかりと発揮してもらえよう勤務条件の設定に努めてまい

りたいと考えております。

次に本市の保育料の状況についてお答えいたします。現在の保育料については、山本議員も御承知のとおり、平成27年度4月から子ども・子育て支援新制度の開始に合わせて見直しを行っております。見直しに当たっては、これまでの保育料が相対的に所得の低い階層の負担が大きいということもございましたので、この点を解消するため近隣市町の状況も参考にして負担額の累進性を高めることとし、低所得世帯の負担を相対的に低く、高所得世帯の負担を高くいたしました。具体的に言いますとサラリーマンのおよその平均年収と言われております年収400万円程度までの世帯につきまして負担額の引き下げを行いました。あわせて、国の保育料の年齢区分と同様に、3歳児の保育料区分を4、5歳児の区分と統合したことで、3歳児の保育料については全ての階層において引き下げられております。平成28年度からの保育料については、年収360万円未満の多子世帯及びひとり親世帯等に限り国による負担軽減策が示されており、本市も国の基準に合わせた見直しを行うこととしております。概略を申し上げますと、多子世帯については、これまで小学校就学前の子供に限り世帯の収入区分に応じた保育料を第1子は満額、第2子は半額、第3子以降は無料となっていました。平成28年4月からは年収360万円未満の世帯につきましては年齢制限が撤廃され、第1子が小学生以上の年齢であっても多子算定の対象に入ることとなっております。また、母子・父子世帯、在宅障害児や在宅障害者のいる世帯、市町村住民税非課税世帯につきましては、年収360万円未満の世帯であれば現行の第1子の保育料の1,000円減額措置に加えて、4月からはさらに減額保育料を半額に、第2子も現行の半額から無料へとといった変更を行うこととしています。

最後に介護保険制度の改正後の取り組みについてお答えいたします。

1点目の介護予防、日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業の開始に向けた要支援認定者への対応についてでございます。平成28年度から総合事業が開始され、今後平成29年4月1日までの間に全ての市町村が総合事業に移行しなければならないこととなっております。総合事業の開始後は、要支援1及び要支援2の認定を受けている方は、予防給付による訪問介護及び通所介護が受けられなくなり、市町村が行う事業を受けることとなります。この市町村が行う事業の中に、住民全体で行う訪問サービスや通所サービスなどがありますので、順次ボランティア団体等が行っているサロンや自治会などへの働きかけを行っております。しかしながら、平成28年度末までに全ての準備を整えることは難しい状況ですので、総合事業が開始された後も、常にこうした働きかけは継続して行っていかなければならないと考えております。一方で、総合事業開始後も要支援認定を受けた方がこれまでと同様の訪問サービスや通所サービスを受けることも制度的には可能ですので、現在はそうした仕組みづくりのための準備作業を行っているところでございます。

次に2点目の軽度認定者の掃除や調理などの援助を介護保険の対象から外すとの動きについてでございます。この見直し案は厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会において、制度の持続可能性の確保に向けた議論の中で取り上げられているものでございます。まだ議論が始まったばかりですので、どのような結論になるかわかりませんが、今後も国の動向を注視しながら、どのサービスの充実を図ればよいのか、あるいは家事援助サービ

スなど介護保険外のサービスの普及を目指す必要があるのかなどを見きわめていきたいと考えております。

最後に3点目の入所施設の拡充の取り組みについてでございます。昨年11月に1億総活躍国民会議におきまして、1億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策が取りまとめられ、2020年代初頭までに特別養護老人ホームなど12万人分の施設を前倒しし、上乗せ整備する方針が掲げられました。議員も御承知のとおり、施設等の整備に当たっては市の介護保険事業に整備目標量を定めておく必要があります。厚生労働省はこのたびの緊急対策により現在の第6期計画の変更を求めるのではないかとの見解を示しており、現実的には平成30年度からの第7期計画において具体的な整備目標を掲げることになろうと考えております。しかし、議員御承知のとおり、施設の増加は介護保険料を押し上げることにもつながりますので、国の財政支援の内容を見計らいながら、保険料水準とのバランスを考慮し検討する必要もでございます。現在第6期計画に基づき平成29年度中の開設を目指して、認知症高齢者グループホームなどの公募を行っております。

また、昨年5月と本年3月には、これまで本市になかった住宅型有料老人ホームが相次いで設置されましたが、このように多様な入居施設がふえることは、被保険者の選択の幅が広がるものと期待しております。第7期計画の策定時には、こうした民間の動きにも注目しながら、整備すべき施設の種類及び入所定員数などの検討を行っていききたいと考えております。

以上で山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、山本議員の子供たちへの支援充実、就学援助制度についての御質問にお答えいたします。

次世代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに育ち意欲あふれる自立した人間へと成長することは共通の願いであり、経済的な理由により教育を受ける権利が阻害されることがあってはならないと考えております。本市においては、経済的理由で就学することが困難な児童や生徒の保護者に対して必要な援助を行っているところであり、その割合は年々増加しており現在約18%となっております。その内容でございますが、給食費、医療費、修学旅行費については実費を、学用品費と校外活動費については支給額の上限を決めて援助を行っております。

なお、平成25年度に国が生活保護基準の見直しをしたことにより、これまで援助を受けていた人に不利益が出ないように大竹市就学援助費支給要綱を改正したところでございます。今後も就学援助制度の積極的な周知に努めるとともに、経済的に困窮している児童生徒に対して必要な援助を行ってまいりたいと考えております。

以上で山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） それでは若干の補足説明をさせていただきます。

当初予算案の市長説明の際に財政見通しとしまして平成28年度以降ゆとりがあると、そ

のような感じの説明があったというふうに申されましたが、私どもとしては、そのような説明をしたとは認識しておりません。平成28年度の地財計画の状況と当初予算案の状況について説明をさせていただいたものでございます。将来的な見通しとしましては、引き続き厳しい見通しを持っております。財政規律を保ちながらの行政運営を心がけてまいります。それと大願寺の関係の地方債の関係でございますが、市債の残高は一般会計と土地造成会計合わせまして約98億円でございます。償還見通しとしましては、これまで償還スキームとして説明させていただきました土地造成会計については、平成43年までというめどにつきましては現在のところ変更しておりません。一般会計につきましては、平成27年度に最後の借入れを行っておりますので、この30年後、平成57年度にこれが終了する見込みでございます。

それと、先ほど市長の答弁の訂正を1点お願いさせていただきたいと思っております。非正規職員の処遇改善の際の答弁で、任期の定めのない臨時・非常勤職員と申し上げましたが、臨時・非常勤職員にあっては全て任期がございますので、任期の定めのあるというふうに訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（児玉朋也） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（中川英也） 産業競争力強化法についてお尋ねがあったと思っております。まず大竹市の取り組みでございますけれども、平成27年、昨年5月20日付で大竹市創業支援事業計画なるものを国の産業競争力強化法に基づいて認定を受けたところでございます。構成団体でございますけれども、商工会議所、公益財団法人広島産業振興機構、市内の各金融機関、そして日本政策金融公庫、それと大竹市で構成しております。新たに創業されて1年後に開業が存続している事業者の方は約3割というふうに言われておりますので、それをいかに引き下げていくかということで市内における創業者の相談等がありましたら、こういった各機関で連携して創業を支援していこうというものでございます。ことしの2月に第1回の大竹市におきまして、創業支援事業計画創業支援事業者連絡会を開催し、各関係機関の現状での取り組み状況、情報交換会を行ったところでございます。

それから、広島県との連携についてもお尋ねがあったと思っておりますけれども、広島県におきましては、オール広島創業支援ネットワークというものを立ち上げておられます。その構成メンバーですけれども、県と市長会、町村会の会長、経済団体として県の商工会議所連合会、県の商工会連合会、県の中小企業団体中央会、そして県内に本店を置く各金融機関、それと支援機関として県の信用保証協会、公益財団広島産業振興機構というもので、県内の各市町100%が大竹市と同じように創業支援事業計画というものを定めましたので、それを機会に県においても各機関が連携して創業者の支援を行っていこうというような取り組みを今やっておられるところでございます。これが産業競争力強化法に基づく県・市の取り組みの状況です。

以上です。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木 治） 先ほどの市長の答弁の訂正をお願いしたいと

思います。介護保険制度の改正後の取り組みの答弁の中で、平成28年度から総合事業が開始されというふうに申し上げましたけれども、平成27年度からでございます。訂正させていただきます。

○議長（児玉朋也） 16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 財政問題について重ねてお伺いするんですが、今答弁を聞いた限りでは、大願寺の造成地にかかわるいわゆる借金ですね、これが残高が98億円ある。それで土地造成特別会計の関係で、返済が終わるのが平成43年までかかると。それから、一般会計で言えば平成57年までかかると、こういうことですか、確認しておきたい。

それで、そういうことの中身として、私が気にしているのは、あの造成地は約半分が学校用地になりまして、この学校施設の用地は小方小学校・中学校の跡地と等価交換というふうな処理がされておるといふふうに理解しておりますが間違いないですか。

そうすると学校の跡地をともに利用するとすれば、あそこは学校用地は原価計算すれば、簿価ですね。28億円というふうに記憶してるんですが、小学校・中学校跡地を含めて28億円の返済をどうするかということになれば、そのまま分譲住宅で売るか、あるいは高層マンションを建てて不動産会社に売るかということになるんですが、そういうことを含めて年限として今おっしゃったんですか。

それで、大願寺の負債の処理に当たっては非常にわかりにくいですね。市の財政推計あるいは将来負担比率の計算の上でも一体どういう評価をして、どういうふうな処理を年々具体的にやるかということがいまだに私にはよくわからんですがね。その辺のことを含めてこの際もう少しわかりやすい説明なり、これからの対応について、新たに小方小学校・中学校の跡地を処分するにしても、それなりに商品として市場へ出すためには、それなりのまた投資が要りますよね。そういうことも含めて、財政的には私はなお市のこれからの財政運営上、大きな荷物言うたらおかしいが、重い役割荷物として背負っていかないかんということになると思うんで、今言いましたことについて、もう少し詳しく話を聞かせてもらいたいです。

それから、国の地方財政計画の中でトップランナー方式という聞きなれん言葉があるんですが、これは具体的にはどういうことなんですか。登壇して質問した際に、民間委託を強力に進めるといことが国からの指導で各市町に対して要請されると。その度合いによって交付税の算定も左右するということまで言われておるように聞くんですが、大竹市の場合、民間委託を今一体どれだけやって、対象となるのがどれだけ残っとるんですか。むやみに民間委託して経費を削減しリストラを進めりゃええいうもんじゃありませんからね。もちろんその都度、執行部のほうで民間委託をすべき事柄については議会にも諮られるから1件ずつ審議の対象にはなるんですが、国が言うほど大竹市は民間委託がおくれとるんですか。そんなことはないと思うんですが。国のほうが言ってるのは、16項目あると。これの進捗ぐあいによって交付税を少のうしたり多くしたりする算定の基準にするようなことを言われるとすると、かなりまた財政的な影響を受けざるを得んのじゃないかと思うんですが、そういった意味で、決して地方自治体の税収がふえるというふうなことでの前提で、あれこれ打ち出される国の地方財政計画と市のやろうとしている必要な事業

との関係で言えば、むしろ難しくなるんじゃないかと思うんですがね。

それで、登壇した際に申し上げましたが、大竹市の税収がふえるとかいうようなことでの楽観はしてないとおっしゃるんですが、しかし、今年度予算をざっと見ても市長の思いがかなり反映されとる施策も含めて新規事業がかなりありますよね。16件あるんですね、新規事業が。この中には国との関係、県との関係での財政援助を受けながらやる新規事業もありますが、大竹市単独のものがほとんどなんです。さらに加えて言うなら、これまでの事業をさらに拡充・発展させるといものが6事業ありますよね。この実施に伴う財源というのかなりものになりますよね。そういうことが今後、維持されてより市民の皆さんに親しまれ、恩恵を受けることになれば幸いであると思いますし、さらにこれに関連して質問しました社会福祉法の問題だとか子供支援の対策の問題だとかが伴いますし、大いに市の財政運営に当たっての取り組み方というのは、むしろ今までよりかさらに柔軟性を持ちながらも厳しさを加えられると、こういうふうには私は思うんですが、そのようなことを含めてもう一度御答弁お願いします。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 先ほど説明しました大願寺の関係の償還スキームでございますが、御指摘のとおり、学校用地の跡地についての処分というものを含んでのものでございます。償還スキームにつきましては、今28億円ということでしたが、実際の評価に近いもので23億だったと思うんですが、現在はスキームを想定を。22億円程度で予定をしております。このスキームの上では平成43年までで土地造成、一般会計につきましては57年度ということ想定をしております。仮に土地が売れなかったらということで、繰上償還等なければ土地造成会計47年ぐらいまでかかるのかなというふうに推計をしております。開発に当たりまして事業化をすれば、その事業の道路であれば道路、公園であれば公園、いろいろあると思いますが、その事業のスキームの中でまた新たな一般会計の中で事業を行うということになりますので、これは土地造成会計とは別の話になろうかと思えます。

トップランナー方式でございますが、これは既に他市町村のモデルになるような先駆的な取り組み、これが行われますよねっということ、そういうふうに委託化できなくてもできなくても交付税に反映をさせますという制度でございます。16事業についてということで段階的に反映されるということで、当市におきましては平成28年度予算では約5,000万円程度影響が出るのかなということで、これについては交付税の推計額を既に減じて対応しております。

新規事業につきましては、このたび平成28年度事業におきましては、既存の事業の見直しということでの財源の捻出ということに心がけました。それと税収の増等に助けられた面、それと地方創生の関係で人口減少等特別対策事業費として1億4,000万円程度交付税の増が見込まれる。これは一般財源ということになります。他に再編交付金の活用等将来に大きな禍根が残らないようにという予算編成をしてまいったところでございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 大竹市はトップランナー方式の導入によってトップランナーの位置に

あるんですか。今の私が関連して質問した民間委託ですね、これはあと何が対象になってどういう事業が残っとるんですか。そのこともちょっと明らかにしてもらいたいです。

それから中川課長にさっきいろいろ話を伺ったんですが、今課長が説明された中で、大竹市は既に昨年5月20日に総合支援事業を計画して、ことしの2月に連絡会まで開いたというふうな話でしたが、この事業計画の中身はどういうものですか。それを説明してもらいたい。

それで、政岡部長がおっしゃった、私は大願寺の学校用地に充てた土地は、原価計算すれば28億か27億という記憶があるんです。22億、23億というのは実勢価格でそういうことですか。私の記憶と5億余りの差があるんですが、どういう理解したらいいんですか。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） トップランナー方式ということでございますが、具体的に算定式が現在示されておりません。交付税の算定の中にいろんな基礎数値があったりということになるんですが、包括算定経費ということで、基礎数値を持たず、人口からがさっと評価されるところでございます。これが約5,000万円、6.5%減額されるという方針が示されておりますので、当市におきましてはこの相当金額が約5,000万円になりますので、5,000万円程度ここに影響が出るかなということで推計をしたということでございます。これを委託したからこれだけ減りますということではなく、包括的に先に交付税が減少させられるということでございます。

大竹市がトップランナーかどうかということですが、他市の状況を詳しく調べておりませんけれど、大竹市において積極的に財政規律を保つために、これまでも委託化をしてきておりますので、さらにこれから委託するということは非常に厳しいというものに、そういうふうに認識しておるというのは、先ほど市長が答弁させていただいたとおりでございます。

大願寺の関係、小方小中学校の用地でございますが、これは償還のスキームということですので、28億円という原価ではなく、より少しでも実勢価格に近いということで固定資産税の評価の関係、仮評価から算定したものでございますので、これが現在の実勢価格かといわれますと、これは明確には明らかにならない。ただ、現在持ち得る価格として一番実勢に近いだろうと考えたのが固定資産の評価からのものでございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（中川英也） 大竹市の創業支援事業計画の中身について御説明をいたします。まず創業される希望者の方が大竹市が定めました計画、それに基づいていろいろとセミナーを受講していただいたり、それとか販路開拓の種子が見つかるようなセミナーに参加していただいたりですね、そうした際に、そういった課程が終了しますと市のほうで証明書を発行いたします。そして、この証明書を受けることによって法人登録をした場合の登録免許税の軽減とか、国が行います創業に関する補助金の対象として認められたり、補償制度のほうに該当したり有利な制度を活用できるというようなメリットがございます。そして市のほうもワンストップ窓口を置いて、そして各これに連

携する団体等と連絡等を取りながら、また各銀行さんのプロパーとしての創業支援のメニュー等もございますので、そういったところも御紹介しながら、確実な創業を支援していこうという内容になっております。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） これからの財政運営に最たる判断、決定力を持たれるのは市長なんです、地方財政が市税を含めて増収傾向にあると。そのことを前提に国も地方財政計画を組んだと。大竹市も幸い前年度に比較すれば、わずかであるが2%増額だと。これが上向き傾向で、向こう5年間でも続くかどうかということの問いには、まだ答えてもらっていないんですね。だから地方財政がより幾らかでも上向きになるとすれば、大竹市の場合、その要素なり、その根拠はどういうことになるんだろうかということに登壇した際にお尋ねしたんですが、そこんところはまだどなたも答えておられないので、一番行政の責任者である市長のほうで財源の配分については必要度合いに応じて、その決定権を持ってもらえるんでね、一番これからの市の歳入の最たる分である市税の動向について気を配っておられようし、その見通しについてはそれなりの根拠を持って対応されるんだと思うんで、市長のほうから上向きになる要素なり根拠について、どういうふうに見ておられるかちょっと聞かせてもらいたい。

○議長（児玉朋也） 市民生活部長。

○市民生活部長（青森 浩） それでは私のほうから、まず今議員がおっしゃられるのは当初予算の話だと思います。予算の話の中でのそういう説明、若干ふえてるとというのが現実だと思います。あと本日の予算委員会の資料で、また将来の税収見込みとかも出ますのでそれを見ていただければわかるんですが、まず一番大きな違いは27と28で言うと、決算見込みで言うとトータルで若干減るという状況でございます。その一番大きな理由は、12月補正だったですか法人税の補正をさせていただいております。ですから当初予算と比較すると28はふえるんですが、決算見込みで言いますと12月補正の法人の分が上がってきますので決算で言うと若干減るという状況でございますので、税務課としては決算というベースで言えば、ふえるという認識はしておりません。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 国及び大竹市のこれからの収入状況を考えるときに、議員御指摘のとおり、大変厳しい状況にあることは覚悟しなければならないというふうに思います。日本中の人口が減ってくる中で、そんなに急速に産業活動が活性化されて法人税等が、そんなに上がるということは難しいところはございます。ただ、大竹市の場合は近い将来の近年のところを見ますと、現在建設中及び建設計画があるところの企業の皆様方の投資計画でいきますと、約400億円分の工事分が今建設中及び建設の計画が上がっているというところの部分でのいわゆる固定資産税部分については、幾分期待できる部分があるかというふうに思います。それと、大きな投資をされますと、それに付随して先日の原田議員の御質問の御指摘のように、必ずメンテナンスがかかってまいります。それが3%というふうに単純に弾かれておられましたが、多分経験から実践に近い数字なんだろうと思います。

そうすると、今まで行われた1,000億の投資にさらに400億、その3%といいますと約42億円ですか、これが大竹のまちの中に実際の仕事として動き始めるということで、そういう意味で産業が底固めができる部分はあるかと。これがさらに広がってサービス業、それからいわゆる物販の商店等に広がってくれることを期待しながら、またそこに勤める人たちがふえることによって住宅需要もふえ幅広く産業が大竹のまちで活性化することを期待はいたしておりますが、そのことを実数として見込みながら全ての計画を立てるということではなくて、毎年度毎年度の財政規律はきちっとその年度の収入を図りながら、事業計画を立てるということで議員の皆様方にも大変厳しい状況で、市民の皆様方に今ある計画が先延ばしになることもあり得るわけでございますので、その辺は市民の皆さん方への周知ということについては、ぜひ御協力をいただきたいというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） 16番、山本議員。

○16番（山本孝三） わしの手元に去年審査した平成26年度の決算、委員会に提出された財政推計と市税の収入見込み、これ平成32年まで5年間。ここに記載されてる数字の見込み、これはほとんど変化がないというふうに受けとめておくべきですか。それとも、いやいや国が言うように地方の税収がふえる傾向だと。アベノミクスによってより効果を上げて地方の税収がふえるんだということになるのか。そのことをはっきりしないと、大竹市が今抱えとるたくさんの後期総合計画に組み入れるべき事業だって大変な投資要るんですよ。だから、その選択を誤ればまた負債がふえて市民が願っておられる心安らぐ住みよい大竹が遠のくということになりかねんから、これからの財政運営というのは、よくよくそういう実態を踏まえた運営をしていく必要がありやしないかということをお互いに思って質問してるんでね、国は国でそりゃ都合のええことを言うかもわからんが、市は市としての今の立ち位置の中で将来どうするかということをお互いに考えるべきなんであって、国が言うけしよがないよということじゃ、それこそまたぞろ市民に大きな負担をかけてみたり、後世に大きな負債を残すことになりかねんというようなことを私なりに思うから、こういう質問をしてるんでね、政岡部長のほうから、昨年10月の決算委員会に提出された財政推計、市税収入の向こう5カ年間の見込み、これは変わりますか。決算委員会に出た数字は、大体こういう格好で推移するということになりますか。

それから、さっき質問した国のほうが民間委託やれやれと言うんじやが、残る民間委託の事業項目というのは、大竹の場合どのぐらい残っとる。そんなないでしょ。どういうことを考えられるかまたどれだけの事業項目があるかということぐらひは聞かせてください。

○議長（児玉朋也） 1つ目の質問は最後ですよ。今ので5回目です。総務部長。

○総務部長（政岡 修） 財政推計でございますが、これまで説明させていただいてきてるのは、財政推計は方向性を示すものだとということで説明させていただいております。ただ年度年度で、決算が終わればその数値について固まります。当初予算で、予算を組めば新年度の28年度の収入等については固まってまいりますということでございます。平成27年度の特に法人市民税の当初予算に比べて決算で増収傾向ということは、先日補正予算で提案させていただいたとおりのことでございます。それをベースに考えますと、平成28年度についての市税については、国の地財計画のとおり若干増加するという方向にあるという

ことは想像できますので、当初予算でそのように推計をさせていただきました。

将来的に収入がどんどんふえていくということでの推計は、非常に難しいといいますが、危険でございますので、以前から税収につきましては、なかなかそのふえていくことに見込みは立てにくいですということ、これは繰り返し説明させていただいております。今年度においても、今用意しております財政推計においても、将来的にどんどん市税が伸びるというような推計はしておりません。先ほど一番初めに説明しましたように、財政見通しは明るいということで、バラ色の方向性で我々は仕事をしておりません。非常に厳しいという見通しを常に持ちながら、財政規律を保ちながら行政運営をしていく、このような方向性を説明させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 民間委託のことについて、せっかくの機会ですので、私の考えも少し述べさせていただきたいというふうに思います。

私は民間からこの世界に入ってきました。行政のありようと民間の企業のありようが違うということで、全てが経済効果だけで民間委託にする。そのことについては非常に疑問を感じているということ、以前の議会でも話をさせていただきました。行政は、効率だけを求めるのではなくて、きちっと市民の皆様方の幸せのために働くということで、効率を度外視した部分も必ず必要だというふうに考えております。そういう意味で、全てのことを民間に委託していくという、ただただ効率的な経費を安くするためにそのことを行うということについては、私は慎重に扱うべきだというふうに考えているような次第でございます。そういうことをぜひ御理解の上、今から国からかなり厳しいそういうことでのトップランナー方式ということで交付税措置等が行われてくるという中でのバランス、そのことのかじ取りの難しさを感じるわけでございますが、職員そして議員の皆様方としっかり議論させていただき、そして考えながら物事を進めていく方向にしたいというふうに考えておりますので、ぜひこれからもよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） 2番目の質問に入ります。

ちょっとつまらんこともわからんが、今の財政運営について二階堂市長から神尾市長、豊田市長に至る3代の市長さん。入るをはかり出ざるを制するということを予算議会のたびにおっしゃってきた。入山市長が引き継がれた財政実態はちょっとほど遠い実態を踏まえて今日まで来られたんじゃないかと思うんで、入るをはかり出ざるを制するという言葉が生きるようにひとつ鋭意頑張ってもらいたいと思います、余談ですが。

それで、2番目の貧困にあえぐ子供たちや日夜苦勞なさっている非正規の家族の皆さん、非正規の職員の皆さん、こういった生活実態に触れて質問させていただきます。

先ほど登壇して紹介しましたことに、もう少し実態的なことを私自身も認識を深める意味で紹介を兼ねて話をしたいんですが、いわゆるこの3年間、非正規がふえて正規が減ってくると。労働人口そのものはふえていきよるんですね。ところがここ三、四年の従業者の実質賃金はずっと減り続けとるんですね。それで国のほうは雇用を促すために、企業に

対して奨励金とか助成金とかいう名目で1人当たり100万出すとか40万出すとかいう措置を予算上はやってるんですね。これは民間企業だけの問題で、行政機関の場合の非正規の皆さんには適用されるんですか。そのことをまず1つ説明いただいた上で質問するんですが、処遇改善というのは具体的に言葉としては、通勤費を増額したとか多少賃金・手当について増額したとかおっしゃるんですが、これは決算委員会の資料を見ましても多種多様でしてね、非正規の皆さんが職場を持って働いておられる状況というのは。保育士さんもおられれば学校の支援員、あるいは用務員というふうな職におられる人もあると。それから給食調理員さんもおられる、栄養指導員もおられる、特別教育支援員さんもおられる。こういうのは多種多様です。具体的には処遇改善の中身と今言うような職種によって違いがあるんだろうと思うんですが、具体的に全部の職種について触れるわけにいかんかもわからんが、大まかにでもここんところはこういうふうにしたとか、こういう改善を図りましたとかいうことをおっしゃってほしいんです。

○議長（児玉朋也） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（米中和成） それでは、非正規職員さんの賃金等のことですので、総務課のほうからお答えさせていただきます。

まず臨職員さんの賃金の決定というのは、これまでも御説明をしたかと思うんですが、職種ごとに県内他市の水準を参考にして毎年度決定しているというのが状況でございます。大体地方の公務ですんで似たような職種の方が県内の他の市にもいらっしゃいますので、その職の賃金を参考にしながら毎年度決定をしていくということでございます。

あと嘱託職員さんにつきましては、今年度から御承知のように職種と経験年数に応じた報酬月額を定めて決定しておるということでございます。具体的に来年度どのように処遇改善を図ったのかということでございます。県内他市の状況を比較した場合、やはりうちの保育士の賃金が低いという傾向にございました。来年度より一層の人材確保を図るということで臨時保育士さんにつきましては、現在の日額賃金を7,800円から300円引き上げて8,100円にしたというところでございます。

あと、通勤費につきまして、これは全職種でございますが、全職種の臨時職員さんに対して通勤距離が片道7キロメートル以上で通っていらっしゃる方、公共交通機関とか、あるいは原動機付きの交通用具を使用する場合、現在1日200円の賃金を加算しておるところですが、これを100円引き上げて1日300円にするというふうに改善を図っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） 最初言ったことが聞こえなかったんです。

国のほうがこういう雇用の拡大を進めるということで、企業に対して、それなりの1人雇用すれば幾らというふうな助成金を支給するというような措置までとってるでしょう。そういうようなことは、この地方公共団体等の臨職、パートとかいうことに当てはまらないのかどうかということを聞いたんですが、それは該当せんわけ。そういうことですね。

それで、私は10年たってもえっと変わらんというようなことで、それなりの処遇の改善

をもっと手厚くしたっていいんじゃないかというふうな思いでおるんですが、他市の例がこうだあだというふうなことをおっしゃるんで、なかなか踏み込んだ対応がしにくいんじゃないかなというふうに察するんです。

それで、非正規の職員さんは、これは昨年27年度当初予算の段階ですが、28年度は減りますか、ふえますか。同じですか。どうなります。人力的にです。

それで、職種によっては、私は安倍総理がおっしゃるように同一労働同一賃金やいうようなことを国会で大きな議論になってる現在、同一労働同一賃金という言葉の意味なり中身をどう理解したらいいんかということに私戸惑いがあるんですが、どなたか、同一労働同一賃金というのはこういうことだと、処遇の上ではこういうことになるんだということを説明できる方がおられると思うんですが、説明してもらえますか。どなたでも結構です。

○議長（児玉朋也） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（米中和成） まず最初の非正規職員さんの数はどうなんかということで、減ることはないというふうに思っております。急にふえるということはないと思いますけど、今の状況で進んでいくのではないかというふうに思っております。

それと同一労働同一賃金の話でございました。まさに山本議員がおっしゃるように私どもも、国においてどのような場合が同一労働とされるのかというのがちょっと私どもも全く把握できてない状況ですので、どのような場合が想定されるのか非常に苦しい部分でございます。ただ、今の本市の状況でということでしたら、臨時職員さんは現在、臨時的・補助的な業務、あるいは嘱託職員さんは学識経験を要する業務を専門的に担当してもらってるということになりますので、いわゆる正規職員と全く同じ業務・職責を担っているのではないんだというふうには考えております。同一労働同一賃金というのが非常に今安倍首相とかおっしゃられてますので、マスコミのほうで出てるんですが、制度の設計の中で正規職員の給料に非正規職員を合わそうというときに、その引き上げる部分の給与をどこが負担するのかと。そこだけでも考えると制度をどういうふうにしていくのか非常に難しいと思います。非正規職員の給料の部分で今回引き上げるのか、あるいは経営者がさらに賃金をかける部分を負担するのか、そこを考えるだけでも非常に制度設計というのは難しい状況でございますので、国から示されるそういう制度に注視していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） なかなか措置をするというのは財政事情なり他市との関係をにらんで難しいように感じるんですが、そこはやっぱり何年も勤めておられる方もありますし、職種によっては、それなりの処遇改善をやっぱり考えてほしいということを重ねて申し上げておきます。

それで子供の支援の問題の1つに就学援助の問題についてお尋ねするんですが、大竹市の場合どういう状況です。全国的には6人に1人就学援助を受けるような状況で、子供の貧困、経済格差と合わせた教育面での影響が出ないようにということでの対応が急がれて

おるわけですが、大竹の場合どういう状況ですか。

それで、私も最近、知り合いから悩みの1つとして話を聞いたんですが、この4月から別居しとった家族が転入で大竹の小方ヶ丘の学校に入学すると、小学校と中学校と。小方学園は制服ですから指定された制服を購入せないかん、かばんも買わないけん、靴も買わないけんというふうなことで入学式に同じクラスの子供たちと晴れ姿を親や家族に見せる、本人も誇らしい思いで入学するというのを支度するのに2人おるから10万円以上かかるんだと、こうおっしゃるんです。このことについて市の教育委員会として就学援助の拡充なり、お考えありませんか。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（野崎光弘） まず就学援助の状況ということなんですけども、先ほど教育長が答えましたように、現在約18%の児童生徒に就学を援助しております。もう少し詳しく述べますと、24年度小中合わせて17.5%、25年度も合わせて17.5%、26年度が17.8%ということで大体同じような数値で推移しております。

それから、先ほど転入時に費用がかかるのだが、援助等拡充はないのかという御質問だったと思うんですけども、就学援助の援助品目は要保護児童生徒援助費補助金の費目の中から決めております。その中に新入学の児童生徒学用品費はありますけれども、転入学の費目はございませんで、他市町同様、本市におきましても支給していないのが現実でございます。ただ、転入時にも費用がかかるというのは実情でしょうから、今後他市町の支給の状況等も注視してまいりたいというふうに考えております。なお、各学校におきましては、制服を卒業生から譲り受けるというふうな対応をしているというふうにも聞いておりますので、転入先の学校のほうへ御相談いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） あんまり前向きで積極的なことになりそうにない話なんですけど、しかし、他市で住んでるところでは、大竹の場合は他市に比べてそんなにいいというほどではないように私は数字を見て思っております。

それで、生活保護世帯とのボーダーラインのところでは倍率を1.2に大竹はしとるというふうに聞いとるんですが、あれはあなた、1.5とか1.8とかいうふうなところまで引き上げるとこもありますよ。だから、そういう意味で言えば、もっと踏み込んで教育委員会なり担当課のほうで、この就学援助についても考えてもらいたい。これは増加傾向にあるわけですから、増加しないように食いとめると同時に、そういう環境に置かれている子供たちへの援助はけびらんと、やっぱりしっかりした援助してほしいということを申し上げておきたいと思っております。

それで、同じ経済状況によっては学童保育で受け入れてもらって世話になってる家庭の児童もたくさんあろうと思うんですが、去年制度が変わりまして、小学校3年までが6年までに拡大されましたが、大竹の場合、玖波、小方、大竹等学校区ごとにどういう状況ですか。

○議長（児玉朋也） 最後の答弁です。5回目。生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋村哲也） ことし平成27年度、小学生全てを受け入れの対象としたところです。大竹小学校については以前も御説明しましたように、全ての児童が入ってる状態です。高学年も含めてです。玖波小学校については、建てかえを今行っていますので、夏休みまでは高学年受け入れておりました。ただし、建てかえが始まると同時に、玖波中学校に場所を移転しまして、ここは狭いもんですから小学校1年生から3年生については全ての児童を受け入れてますが、高学年については受け入れをいたしておりません。小方小学校については、やはりこれも低学年は全て受け入れてます。ただ、高学年については大願寺山にたくさんの子供たちがいる。また、アクラスができたときにたくさんの子供たちがいる。そういうような形で高学年については特別な事情がある方、こういう方を受け入れております。

ただ、児童クラブだけでは高学年の全ての受け入れはできておりませんが、そのかわりに放課後子ども教室というのがございます。これは放課後地域の人たちの力をかりながら子供たちの居場所をつくる、遊び場をつくるというような事業でございますが、小方小学校にあっては、これを学校内にかめっこクラブという名前で作りました。これは9月からですが、そこには高学年児童21名が来ています。週に1回、木曜日の授業が早く終わる時間帯にこれを設けました。

また、玖波小学校については学校内ではできませんけれども、玖波の公民館でバドミントンをしたりできるように、やはり木曜日に開設いたしています。また、地域人の方、玖波の公民館の地域人という形で活躍されている皆さんのお力をかりて、ただ期間は一月と短かったですけれども、子供たちを受け入れる事業を放課後子ども教室を展開しています。

全て児童クラブのかわりにはなりませんけれども、地域の力をかりながら子育て支援法に基づいて地域及び行政を挙げて支援をいたしているところです。まだ不十分ではございますけれども、以上のような状況です。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 先ほど山本議員からの御質問の中で初代二階堂市長、神尾市長、豊田市長、入るをはかり出ざるを制するというをいつもおっしゃられて、私自身もそのとおりをさせていただいているということを改めて申し上げたいというふうに思います。

特別交付税につきましても2億円毎年増額になっておりますし、それから企業の皆様方にも我慢していただいて投資されたときの補助金についても減額させていただいていると。

そして、行政というのはいつも入ったお金でしか支出ができないということは、入ってくることをはかり、そして出ざるを制するというこのバランスがいつも大切だということ、このことをいつも頭に置いて行政運営しているということ、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（児玉朋也） 山本議員。次の質問に移ってください。

○16番（山本孝三） それでは介護保険の問題に移らせてもらいます。

登壇して非常にリアルな報告の一端を紹介させていただきましたが、大竹の2年間猶予を置いての支援1と2の方の対応をするということになっとるんですが、どこまでどういうように進んどるんですか。もっと具体的にわかりやすく聞かせてください。

それから施設の問題も市長がおっしゃるように、施設を増設すれば保険料に影響があって保険料の負担については、またさまざま異論もあるというようなことで、なかなか施設の拡充・整備が進まんということで次期の、次期のいうたら6年先ですよ、6年先の計画の中に位置づけるかどうかを検討すると、こうおっしゃるんですが、じゃ6年間も現状の施設のままでいいのかどうかということについては、私は現行の計画の策定の過程でも随分申し上げましたが、さらにこの5年間は手をつけんというふうにも聞こえるんですが、その辺のことについて、もう一度実態を踏まえた将来の見通しなり必要性なり、どう感じておられるかあわせて答弁をお願いします。

○議長（児玉朋也） 保険介護課長。

○保険介護課長（佐伯隆文） 市長の答弁にもございましたように、ボランティア団体が行っているサロンや自治会への働きかけを今進めております、総合事業の関係でございます。実際には今阿多田地区のほうで取り組みをしております。阿多田地区で暮らす高齢者の見守りや集う場をどのようにして地域で築き上げるかをテーマとして、地区の関係者、地域包括支援センター、社会福祉協議会及び行政が一緒になって検討を進めてまいっております。これにつきましては、26年度から始めておりますけども、27年度につきましては、地域づくりによる介護予防事業、県の支援事業でございますけども、これの対象地区となっております、いきいき百歳体操やご当地体操などを取り入れた教室を継続して開催していくということで今取り組んでおります。このような取り組みを市内全域に広めていって、総合事業を円滑に進めていければいいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木 治） 施設の整備についてでございます。次期計画と申し上げますのは、現計画が平成27年度から平成29年度でございます。ですから平成30年度からの計画に向けて、その中に反映させていきたいと、今の状況ではそういうことになるんだろうというふうに思っております。ですから今年度からも少しずつ準備に入るといような形になるかというふうには思っております。

総理の介護の施設の前倒しをするとか、あるいは医療と介護の関係のことから入院から在宅へとかいうこともございますので、そういうような状況を踏まえて本格的になるのが7期、30年度に向けてそのような情報を得ながら整備に向けて検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） 時間がなくて、はしょった質問になるんですが、けさも要支援1、2の方が大竹市は2年間猶予を置くということですから、従来どおり介護保険給付があるというふうに私は理解しとったんですが、けさ私に話をされた人は、今までヘルパーに来てもらいよったんができなくなって、シルバーに頼むと月に2回、1回で2,500円要るんですと。1カ月5,000円負担してる。こういうような事態をなくしてほしいというのがその人の思いなんです。そういうことを踏まえてひとつ頑張ってもらいたいと思うんで、そ

のをお願いして質問を終わります。長時間ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 以上で一般質問及び総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件につきましては、8名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を行います。

予算特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番、末広和基議員、6番、和田芳弘議員、7番、大井 渉議員、8番、網谷芳孝議員、9番、藤井 馨議員、10番、山崎年一議員、13番、寺岡公章議員、15番、田中実穂議員の8名を指名いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

なお再開は2時50分を予定しております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

14時26分 休憩

14時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第24〔一括上程〕

議案第14号 大竹市職員の退職管理に関する条例の制定について

議案第15号 あたかあたた基金条例の制定について

議案第16号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整理について

議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第20号 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正について

議案第21号 大竹市ふるさと創生事業基金条例の一部改正について

議案第30号 大竹市火災予防条例の一部改正について

議案第31号 大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について

議案第32号 広島市と大竹市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

議案第35号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第36号 平成27年度大竹市一般会計補正予算（第3号）

○議長（児玉朋也） 日程第13、議案第14号大竹市職員の退職管理に関する条例の制定についてから日程第24、議案第36号平成27年度大竹市一般会計補正予算（第3号）に至る12件を一括議題といたします。

本12件に関し委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、原田 博議員。

総務文教委員会議案審査報告書

平成28年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                     | 審査の結果 |
|--------|----------------------------------------|-------|
| 議案第14号 | 大竹市職員の退職管理に関する条例の制定について                | 原案可決  |
| 議案第15号 | あたたかあたたか基金条例の制定について                    | 原案可決  |
| 議案第16号 | 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整理について              | 原案可決  |
| 議案第18号 | 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について              | 原案可決  |
| 議案第19号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について       | 原案可決  |
| 議案第20号 | 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について          | 原案可決  |
| 議案第21号 | 大竹市ふるさと創生事業基金条例の一部改正について               | 原案可決  |
| 議案第30号 | 大竹市火災予防条例の一部改正について                     | 原案可決  |
| 議案第31号 | 大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について | 原案可決  |
| 議案第32号 | 広島市と大竹市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について | 原案可決  |
| 議案第35号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について                  | 原案可決  |
| 議案第36号 | 平成27年度大竹市一般会計補正予算（第3号）                 | 原案可決  |

平成28年3月2日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 原田 博

〔総務文教委員長 原田 博議員 登壇〕

○総務文教委員長（原田 博） 去る3月2日の本会議におきまして総務文教委員会に御付託いただきました議案13件につきましては、同日委員会を開催し審査を行いましたので、議案33号を除く12件についてその概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず議案第14号大竹市職員の退職管理に関する条例の制定についてでございますが、本件では、「営利企業等について、補足資料には営利企業及び営利企業以外の法人（国、地方公共団体、独立行政法人等を除く。）とあるが、この営利企業等の範囲に入らないものは大竹市内では具体的にどういうところがあるのか伺う」との質疑に対し、「公務に密接に関係する機関であり、身分が公務員または公務員に準ずる者である場合は除かれると考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第15号あたたかあたたか基金条例の制定についてでございますが、本件では、「5年程度の先を見越して基金を造成するという話だったが、その額を2,000万円にした根拠について伺う」との質疑に対し、「2,000万円については当面必要なものということ考えている。また必要に応じて積み増し等も基金に対してできるということにしており、そういった取り扱いでまた考えていく」との答弁がございました。

次に、「このあたたかあたたか基金は、長期にわたって基金運用し、阿多田住民の生活の安定に資するという解釈もできるのか、それとも時限的なものなのか伺う」との質疑に対し、「時限的な制度にはしていない。極論として、米軍の再編がなくなるときが来たとしたら続けるかどうかの判断をするということはある。この基金は安定して続けられるよう造成するものであり、財源の確保についていろいろなチャンネルで努力して、この制度をしっかりと続けていきたいと考えている。いつまでかというしっかりした約束をすることはできないが、よほどのことがない限り、やめるということは困難な事業だと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第16号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整理についてでございますが、質疑、討論はともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第18号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございますが、質疑、討論はともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第19号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございますが、質疑、討論はともになく、簡易採決において異議がございましたので、起立採決により原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第20号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正につい

てでございますが、質疑、討論はともになく、簡易採決において異議がございましたので、起立採決により原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第21号大竹市ふるさと創生事業基金条例の一部改正についてでございますが、本件では、「これは条例の名前が変わるだけなのか、それとも中身に変更があったのか伺う」との質疑に対し、「平成28年度に広島県が未来の地域づくり応援交付金という制度をつくって大竹市に交付される予定である。地方創生事業ということで、県の目指すところと大竹市が目指すところ、まち・ひと・しごと創生総合戦略に合致するので、新しい基金に衣がえをするものである」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第30号大竹市火災予防条例の一部改正についてでございますが、質疑、討論はともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第31号大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する協議についてでございますが、質疑、討論はともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第32号広島市と大竹市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてでございますが、本件では、「多岐にわたる取り組み事業に職員交流研修というのがあるが、人事交流等も含まれるのか伺う」との質疑に対し、「人事交流については、現在消防の職員が広島市との交流を行っている。職員交流研修についても、23市町の若手の職員等が集まって共通のテーマで研修をしたり、広島市が独自に持っている研修所の研修を大竹市の職員も受講できるという取り組みを行っている。このような取り組みを引き続きやっていく」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第35号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてでございますが、質疑、討論はともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第36号平成27年度大竹市一般会計補正予算（第3号）でございますが、本件では、「臨時福祉給付金はいつごろからどのようにして給付するのか伺う」との質疑に対し、「4月上旬に対象世代に対して申請用紙を送付し、順次審査を行い6月上旬から口座振込により支給していく」との答弁がございました。

次に、「地方創生加速化交付金2,400万円について、JRの新駅の検討、小方地区の道路の整備、小方まちづくり基本構想策定事業の3本の事業が組まれているが、いつごろ発注するのか、工期はどの程度を見込んでいるのか伺う」との質疑に対し、「駅と道路とまちづくりの基本構想、これら3点は密接に絡み合った内容である。まちづくり絡みの話については、駅の位置と道路の配置がある程度固まってから議論が綿密になってくると思われるため、時期としてはまず駅と道路を4月、5月ころを目指して発注していきたい。道

路と駅については来年度に、まちづくり基本構想については、この交付金は単年度分であるが二、三年かけて構想を練っていくものと考えている」との答弁がございました。

次に、「地方創生加速化交付金2,400万円について、3つの事業の策定を委託するということであるが、小方小中学校跡地をどういうふうにするのか、駅はどうするのか、道路のつけかえはどうするのか。事業の方向性はいつごろ示されるのか。岩国大竹道路に関する市道のつけかえと同時にこれらの事業を進めていかないと難しいのではないかと考えるが、事業の整合性について伺う」との質疑に対し、「岩国大竹道路の市道つけかえ道路の計画はほぼ固まりつつある。これから小学校跡地等に市道の計画を入れていくとどうしても時期的には整合性が合わない。しかし、国が設計している市道つけかえの法線は極力生かしながら手戻りは少なくなるように、これから小学校跡地の市道の位置は入れていきたい。また駅の位置が決まり駅前広場ができるとどうしても今のボックスの近辺で手戻りが生じるのは以前からわかっている。まだ不確定要素がたくさんある状況の中では手戻りが生じるのは覚悟の上だが、極力それが少なくなるように早目に道路設計についても検討していきたい。小学校跡地利用については白紙状態ではなく、議会でも去年案が出ており、市の内部でもある程度案ができている。それらをもとにこれからまちづくりを検討していくため、具体的な絵をできるだけ来年度中には示したいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で総務文教委員会に御付託いただきました議案13件のうち12件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論はありませんか。

10番、山崎議員。

○10番（山崎年一） ただいま議題となっております議案第19号、20号、36号につきましてみずからの意見を述べさせていただいて、態度を表明したい思います。

議案第19号でございますが、昨年12月に支給されました議員の期末手当を0.05カ月分さかのぼって支給し、今年度の期末手当の支給割合を変更しようとするものです。議案第20号は、同じく昨年12月に支給されました市長、副市長、教育長らの特別職の期末手当を同じく0.05カ月分さかのぼって支給し、今年度の期末手当の支給割合を変更しようとするものであります。これは公務員に対する人事院勧告を議員や特別職にも当てはめようとするものでありまして、人事院勧告は公務員に対してなされたものであると解釈しております。

なお、議案第36号は、議案第19号、20号に基づく予算でございますが、3議案は関連がありますので反対いたします。

厚生労働省が2月8日に発表いたしました2015年の勤労統計調査によりますと、物価変動を除いた実質賃金指数は2010年比で94.6%、前年比で0.9%減となっており、4年連続で前年割れであります。働く人たちの賃金が伸び悩み、消費者物価の上昇に届いておらず、国民の暮らしはますます深刻になっております。購買力の低下や経費が低迷する中で、マイナス金利の実施で景気が上向くどころか一層冷え込み、庶民の間では景気の先行き不安から一層の節約志向が高まりつつあります。このような折、議員や市長ら特別職の期末手当を昨年12月にさかのぼって増額支給するなど到底市民の理解は得られない。

以上の理由により反対いたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

13番、寺岡議員。

○13番（寺岡公章） 私は先ほどの委員長報告12件につきまして賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

特に議案第19号、20号につきましては、これまで市議会の取り組みとしてイレギュラーな判断をしたこともありますけども、市議会の現在の営み、現状におきまして額の上下関係なく人事院勧告という物差しをしっかりと置いておいて、それに倣うことがよいのではないかというふうに判断しております。それに基づいて議案第36号も合わせて賛成という立場でございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本12件のうち議案第19号及び議案第20号、議案第36号を除く9件を一括採決いたします。

本9件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本9件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって本9件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第19号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第20号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。  
 続いて議案第36号平成27年度大竹市一般会計補正予算（第3号）を起立により採決いたします。  
 本件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第33号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第25、議案第33号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により14番、原田議員には退席を願っておりますので、御了承願います。

本件に関し副委員長の報告を求めます。

総務文教副委員長、山崎年一議員。

総務文教委員会議案審査報告書

平成28年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第33号 | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について | 原案可決 |

平成28年3月2日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教副委員長 山崎年一

[総務文教副委員長 山崎年一議員 登壇]

○総務文教副委員長（山崎年一） 去る3月2日の本会議におきまして総務文教委員会に御付託いただきました議案13件のうち、議案第33号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定については、大竹市議会委員会条例第17条の規定により、原田委員長の退席後に審査を行いましたので、その概要並びに結果について副委員長より御報告申し上げます。

本件では、質疑、討論はともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で総務文教委員会に御付託いただきました議案第33号の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの副委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。質疑は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号を採決いたします。

本件に関する副委員長の報告は原案可決であります。本件は副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26～日程第37〔一括上程〕

議案第17号 大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について

議案第22号 大竹市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について

議案第23号 大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について

議案第24号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第25号 大竹市介護保険条例の一部改正について

議案第26号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第27号 大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第28号 大竹市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について

議案第29号 大竹市水道条例の一部改正について

議案第34号 大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定について

議案第37号 平成27年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 平成27年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第26、議案第17号大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正についてから日程第37、議案第38号平成27年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）に至る12件を一括議題といたします。

本12件に関し委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

生活環境委員会議案審査報告書

平成28年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

| 議案番号   | 件名                                                                                                                                  | 審査の結果 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 議案第17号 | 大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について                                                                                                            | 原案可決  |
| 議案第22号 | 大竹市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について                                                                                                         | 原案可決  |
| 議案第23号 | 大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について                                                                                                             | 原案可決  |
| 議案第24号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                                                                                                                | 原案可決  |
| 議案第25号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について                                                                                                                  | 原案可決  |
| 議案第26号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第27号 | 大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について                                                         | 原案可決  |
| 議案第28号 | 大竹市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について                                                                                | 原案可決  |
| 議案第29号 | 大竹市水道条例の一部改正について                                                                                                                    | 原案可決  |
| 議案第34号 | 大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定について                                                                                                              | 原案可決  |
| 議案第37号 | 平成27年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)                                                                                                        | 原案可決  |
| 議案第38号 | 平成27年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第1号)                                                                                                      | 原案可決  |

平成28年3月3日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは2日の本会議におきまして生活環境委員会に御付託をいただきました議案12件につきましては、3日に委員会を開催し審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

議案第17号大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「この会議は、どういう頻度で開催を考えているのか」との質疑に対し、「開催については年2回を予定している」との答弁がございました。

次に、「年に2回程度の開催ではなく、もっと頻繁に開催し実りのある会にしていきたい。考えを伺う」との質疑に対しまして、「子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に基づく法定の会議である。定期的な開催は年に2回ということで考えているが、必要性が生じた場合は、この会議を活用し御意見を賜りたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「委員には、子供たちと実際に会話をしている人を選び、また、子供を育てている方の本音の部分を探るような集まりにしてもらいたい。考えを伺う」との質疑に対し、「実りのある会になるように委員の人選にも努めていきたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第22号大竹市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第23号大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正についてでございますが、本件では、「すばらしい制度であるが、7月1日からの施行である。4月1日から施行できなかったのか伺う」との質疑に対しまして、「現状のシステムを中学生まで抽出するように変更する必要がある。平成28年度当初予算で契約システムを変更するため、4月1日からの施行が難しい状況である」との答弁がございました。

次に、「乳幼児等医療費助成制度は、全ての市町村が内容は異なるが実施している。国は、これまで子供に対する独自の支援策を行うとペナルティを科し、国の出すべき補助をカットしてきている。本来ならば、こういう制度は国が責任を持つべきだと考える。全国市長会でも機会あるごとに国の責任において乳幼児医療費助成制度を実施してほしいという要望を重ねていると理解しているが、現在の対応はどうなっているのか」との質疑に対しまして、「市長会としても平成28年度国の施策及び予算に関する決議、重点提言で強く要望しているところである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第24号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本

件では、「5割軽減、2割軽減の対象世帯の数について伺う」との質疑に対し、「平成27年度当初賦課の保険料率を当てはめ計算すると、5割軽減に該当する世帯は現行の666世帯が685世帯となり19世帯ふえる。2割軽減に該当する世帯は現行の598世帯が600世帯となり2世帯ふえるという試算をしている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し討論、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第25号大竹市介護保険条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第26号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第27号大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第28号大竹市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第29号大竹市水道条例の一部改正についてでございますが、本件では、「債権を放棄するということであるが、件数と金額及びいつからの債権が放棄になるのか伺う」との質疑に対し、「平成15年以降で件数は約350件、金額は約250万円となる」との答弁がございました。

次に、「この条例では上水だけが対象であるが、下水はどうなるのか。また、今まではどうしていたのか伺う」との質疑に対しまして、「平成15年以前、国は、水道料金は公債権の扱いをしていた。それに合わせ全国の事業体も同様の扱いをし、5年たてば債権が消滅するという取り扱いであった。平成15年10月に最高裁は、水道料金について水道供給契約上の私法上の契約であるため、消滅時効は2年であるという判断を示した。そのため平成15年以前については5年で消滅としている。それ以降は、2年を経過した後は消滅時効にかかる。しかしながら本人が時効だという援用をしない限り債権を持っている形になる。

下水道については、契約ではなく公債権という扱いであるため、使用料として5年の期間で消滅する。こちらはその間に何もしなかったら自動的に消滅する。2年と5年という差がでてしまうため、このたびは、そこについても整理させていただきたい」との答弁がございました。

次に、「条例を改正し、上下水道局だけの判断で債権を放棄するという発想である。今でも議会が議決すれば放棄することが可能であるがどうか」との質疑に対し、「地方自治法第96条で債権放棄は議決事項となっている。なぜ条例で規定するのかと言えば、債権の

放棄を議会で諮る場合、通常は件数ごとに議案として挙げ審議いただくことになる。ただし条例で決めておけば職権で行うことができ、議会には決算等で報告することになると考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第34号大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「弥栄ダム周辺は、大竹市にとっても観光名所としてもっとPRし利用者をふやしていきたいところである。指定管理者として利用促進に向けてどのような努力をしているのか伺う」との質疑に対し、「周知に対する取り組みは、大竹地域産業振興センターや西中国山地観光施設連絡協議会、美和観光連絡協議会等に加盟しており、さまざまなイベントに出店、参加し弥栄地域の広報活動を行っている。その他、独自に弥栄タイムズを年2回発行し、新聞の折り込み広告を大竹市、岩国市、和木町に行っている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第37号平成27年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと、決しております。

続きまして議案第38号平成27年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で生活環境委員会に御付託いただきました議案12件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本12件を一括採決いたします。

本12件に関する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本12件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって本12件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第38・日程第39〔一括上程〕

平成27年陳情第4号 「高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センター」への支援に関する陳情

平成28年陳情第1号 大竹駅東口広場整備事業の早期実施についての陳情

○議長（児玉朋也） 日程第38、平成27年陳情第4号「高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センター」への支援に関する陳情及び日程第39、平成28年陳情第1号大竹駅東口広場整備事業の早期実施についての陳情を一括議題といたします。

本2件に関し委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

生活環境委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|----------------|---|-------|---------|
| 平成27年
陳情第4号 | 「高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センター」への支援に関する陳情 | 採 択 | 27.12.3 |
| 平成28年
陳情第1号 | 大竹駅東口広場整備事業の早期実施についての陳情 | 不 採 択 | 28.3.2 |

平成28年3月3日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは去る12月3日及び3月2日の本会議におきまして生活環境委員会に御付託をいただきました陳情2件につきましては、委員会で審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

まずは、平成27年陳情第4号「高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センター」への支援に関する陳情でございます。本件は、公益社団法人シルバー人材センター理事長松崎和生氏ほか12人から提出された陳情で、昨年12月定例会より閉会中の継続審査としておりました。陳情の趣旨は、シルバー人材センターへの補助金と公共事業の発注の確保及びシルバー人材センターへの拠点施設の整備の2点を求め陳情されたものでございます。

12月8日の審査におきまして本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、「補助金については、市の予算編成方針に従い歳入が減少傾向にある中で、他の補助団体との均衡も配慮しながら限られた財源の中で検討したい。

公共事業の確保については、シルバー人材センターにおける就業が高齢者の社会参加の促進や会員みずからの健康保持及び増進に寄与していることを踏まえ、センター本来の目

的を鑑みつつ考慮していきたい。

また、拠点整備については、現在の拠点施設である旧公害センターの建物は、老朽化が著しく設備も十分でないなど、拠点設備としては良好な環境にないことは十分把握している。今後、活用可能な土地・建物等が生じた場合には、整備について検討したい」というものでございました。

質疑の後、委員から閉会中の継続審査の意見が出され、採決の結果、継続審査とすべきものと決しております。

続いて3月3日の審査において、執行部から「補助金については平成28年度予算において、平成27年度と同額を計上している」と報告、さらに前回委員から質疑があった拠点施設を市が用意しなければならないのか、シルバー人材センターみずからが資金を積み立てることは法律で禁じられているのかなどの質疑について、「大竹市シルバー人材センターは公益法人として公益目的事業だけを行っているため、原則、事業年度において収支が均衡することが求められる。公益目的事業等の拡充のため特定費用準備資金として計画的に資金を積み立てることはできるが、拠点施設のような高額なものについて積み立てることは難しい状況である。したがってシルバー人材センターみずからが拠点施設を整備することは困難であると考えている」との答弁がございました。

続いて、委員に質疑を求めたところ、「現在の建物はさつき作業所と併設されている。シルバー人材センターだけが移転をした場合、さつき作業所の取り扱いはどのようになるのか伺う」との質疑に対し、「仮にシルバー人材センターの移転の見込みが立てば、さつき作業所の母体である社会福祉協議会に対して、状況を説明した上で社会福祉協議会の意向があれば、協力できることについて検討したいが、現在は白紙で考えを持っていない」との答弁がございました。

次に、「現在の建物は耐震診断をしているのか伺う」との質疑に対し、「実施していないと認識している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

次に、委員から閉会中の継続審査の意見が出されましたが、起立採決の結果、否決されました。続いて討論に入り、採択の立場で2名の委員から、不採択の立場で1名の委員から討論がございました。採択の立場では、「移転した後の土地活用も図られ地域の活性化につながると思う。また、併設されているさつき作業所の移転も含め、早期に解決の方向を出していただきたい。議会で採択し、執行部も早期に方向性を出し具体化の取り組みをしてほしい」と言うものでございました。

次に不採択の立場では、「何でもかんでも行政にやってほしいと言ひ、議会も自分では何もせずに、できないことを採択する。採択しても案がないのでできない。ならば一旦不採択すべきと考える。賛成する人は具体案があるのか」というものでございました。

討論を終結し起立採決をした結果、本件は採択すべきものと決しました。

続いて平成28年陳情第1号大竹駅東口広場整備事業の早期実施についての陳情でございますが、本件は、大竹市身体障害者福祉協会会長杉本守正氏ほか2人から提出された陳情で、3月3日に審査を行っております。その趣旨は、大竹駅東口広場整備事業の早期完成

及び現大竹駅施設内に本工事に先駆けて障害者や高齢者に優しい昇降用のエレベーターの設置の2点を求め陳情されたものでございます。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、「大竹駅東口広場整備事業はJR山陽本線で分断された大竹駅周辺の中心市街地を高架橋の自由通路で結び、合わせて駅東口広場を整備することにより交通の利便性を向上する目的で平成6年度から事業に着手している。その後、平成23年度に駅周辺のまちづくりや橋上駅舎を含めた整備のあり方について見直しを行い、大竹駅周辺整備新構想を策定した。また平成26年度には基本的事項についてJRと合意している。現在は、基本設計、補償調査業務を行っており、基本協定締結に向けJRと協議を進めているところである。なお、現計画においては自由通路の東西昇降口及びJR上下線ホームにそれぞれエレベーターを設置し、バリアフリー化を図る計画にしている。要望の現大竹駅施設内のバリアフリー化については、本来JRが行うものとするが、仮に現在の跨線橋にエレベーターを設置した場合には、橋上駅舎の完成と同時期に既存の鉄道施設撤去と合わせエレベーターも撤去する必要が生じ、工事及び整備費用の両面で手戻りが懸念される。このため本工事に先駆けてエレベーターの設置をJRに要望することは現時点では考えていない。自由通路及び橋上駅舎の整備は平成30年代前半の完成を目指しており、今しばらく時間を要する見込みである。高齢者や障害者の方々には御不便をおかけすることになるが、早期完成を目指して努力する」というものでございました。

続いて、委員に質疑を求めたところ、「仮にエレベーターだけを先行して設置した場合に、手戻りになる費用は、どの程度であるのか伺う」との質疑に対しまして、「平成25年にJR竹原駅がエレベーター2基と跨線橋を整備し約2億円程度かかっている」との答弁がございました。次に、「皆様の意見では、あと3年すれば東口広場に着手できるかのように言っているが、財政的に見て正しいのか伺う」との質疑に対しまして、「あらゆる財源の確保に努めていくが、財源の確保ができないものについては計画を進めるわけにはいかない」との答弁がございました。

討論に入り、委員から継続審査の動議が提出されましたが、起立採決の結果、否決されました。討論では、不採択の立場で2名の委員から討論がございました。その内容は、「趣旨はよくわかるが、陳情を提出するタイミングが遅いと感じる。採択しても単独でエレベーターだけを設置する可能性はないと考える」というものでございました。

他にも討論がございましたが、本席では省略いたします。

討論を終結し起立採決の結果、本件は不採択すべきものと決しました。

以上で生活環境委員会に御付託いただきました陳情2件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論はありませんか。

7番、大井 渉議員。

○7番(大井 渉) 陳情第4号「高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センター」への支援に関する陳情につきまして、不採択の立場で討論させていただきます。

我々の会派、市民の味方でいろいろ考えました。今までは継続だったと思っております。今回も継続の動議が出されたと思いますけど、否決されたため、採択か不採択かという二者択一の立場になったわけでございます。

この中で2点の要望がなされております。全てが我々は不採択という意味じゃないんですが、1つでも不採択する部分がありますので、その辺を少し御説明して不採択の討論とさせていただきます。

まず1番のシルバー人材センターへの補助金と公共事業の発注の確保について、これにつきましては、先ほど委員長報告にもありましたように、何でもかんでもお金がなくなれば市役所をお願いするんだというんでなしに、やっぱり経営努力というものをさせていただきたい。公益法人であろうが何であろうが、私も以前商工会議所におったときに大竹市からどんどん補助金をカットされました。それでもまた知恵を出してそのお金をどっかから新たな事業、そういうもので確保してまいりました。なくなれば市をお願いするというそういうやり方はやめるべきであり、大竹市も先ほどありましたように、財政が厳しい状況の中でバランスのとれた補助金しか出せないという答弁があったように思います。ですから、もっと営業努力をしていただきたい。

1つ例に出しますと、今まではシルバー人材センターで我々議員の議員活動報告書というのを全域に配っていただいております。しかし、大願寺の裁判が始まって、裁判が始まったという理由で配布できないというようなわけのわからない執行部がおられるんで、そういう状況の中では非常に会員さんは気の毒であると。また、裁判が終わったら配布しますよと。本当にこれが公益法人かなと、我々は公職選挙法というちゃんとした法律に基づいて議員になつとるわけでございます。我々が書いた活動報告書は我々が責任を持つわけです。だから、それも1枚が4円40銭という非常に安い金額。郵送で送れば市内特別でも1通が67円かかるわけです。だから、そういうものも大竹市そのものも幾つも裁判を行つとるわけですから、そんな無責任な理由でみずからの収入財源、営業努力をしないこの1番については全くの反対でございます。

2番目につきましては、先ほど委員長からも報告あったとおり、非常に劣悪な環境状況の中にあります。あそこにもし労働基準監督署が入ったらすぐ改善命令が出るんだろうと思っております。休憩所がない。それから食事、そういうものをするところがない。耐震強度がない。狭過ぎる。もうもろもろの状況です。だからこれにつきましては、今シルバーさんのお金で土地を買ったり、あるいは建物を建てたりということは非常に難しい。ここについては行政のほうもできる限りのことをやってあげていただきたいと思っております。会員さん五百数十名は一生懸命やっておられます。だから会員さんのためにもそれはぜひお願いしたい。それから会員さんが生活し仕事をもらうためにも事務局を中心にした営業努力をしていただくこと、こういうことを申し添えまして不採択の立場で討論を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

3番、賀屋幸治議員。

○3番（賀屋幸治） 私は、この陳情につきまして採択すべきであるという立場での討論をさせていただきます。

私は、昨年12月の定例議会での生活環境委員会でもこの陳情を採択すべきという意見を述べさせていただきましたが、継続審査となり今回また改めて採択すべきという理由について述べさせていただきたいと思います。

まず1点目のシルバー人材センターへの補助金と公共事業の発注の確保についてですが、これは新年度予算も同等の額を割り当てておるわけでございまして、特に増額をしてくれという中身ではございません。さらに、高齢者社会の中で現在のシルバー人材センターの役割とその必要性というのは、ますます重要になるとともに地域社会への貢献度は大きくなっております。これは皆さん異論はないところであろうかと思っております。

安倍総理もこれからの成長戦略の中で、1億総活躍社会の実現に向けて、高齢者に多様な就業機会を提供するんだというふうに言っております。こうした背景の中で、事業の拡大を図り安定した事業運営を確実なものにするためにも、やはり補助金と公共事業の確保という部分については、その必要性は十分理解できるものであります。

また、2点目の拠点施設の整備につきましても、現施設は昭和47年建設の旧公害監視センターの建物であります。施設の老朽化と必要床面積の不足というのが大きな課題になっているということでございまして、特に建物の耐震強度は、昭和56年以前の耐震基準での建築物であり安全性に大変不安があります。そういった状況を踏まえて、本陳情の趣旨及びその内容は、現状の課題と対策の必要性を的確に捉えているものであり、解決すべき案件として陳情を採択すべきであるものと思います。また、シルバー人材センターの移転を検討するということは同居しているさつき作業所の諸課題も同時に検討するということとなりますので、課題解決に向けて前進するということとなります。

あわせて、今の施設の跡地活用、これは面積が約2,900平米くらいあると思います、駐車場と合わせて。晴海の商業施設の隣接する一等地でございまして。その土地活用というのが今から大きく図られ活性化につながっていくんだらうということもございまして、今回のこの陳情につきましては採択すべきという考えでございまして。

以上です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

15番、田中実穂議員。

○15番（田中実穂） 私は先ほど委員長のほうから報告がございましたように、委員会では継続審査を動議として出したわけですが否決されました。私は、この陳情に対しては不採択という立場で討論をさせていただきます。

今回のこの陳情を見ますと、2つが大きな争点となっていると思います。1つは人材センターへの補助金と公共事業の発注の確保、これに向けては今までもそうでありましたし、これからもやはり行政として応援していかなくちゃいけない。多くの方たちが生きがいを見

つけて働いてらっしゃるということであるから当然と言えば当然であると思います。

ただ、2つ目の人材センターの拠点施設の整備についてなんですが、ここは劣悪な環境であるということは私も知っております。現場も見させていただきました。

しかし、下段のほうにありますように、ついでには就業会員のための休憩、昼食室、就業相談室及び研修、会議室、シャワー設備等の整備、加えて配食サービスのための調理室の整備云々というのが実はあります。私は、このことについては、これだけを全部全て一気にということじゃないにしても、ただひっかかったのは配食サービスのということがございました。本市には、小方学園小中学校できたときに、立派な配食いわゆる給食センターができております。児童生徒も少なくなっていく中で、これから高齢化どんどん進んでいく、そういった面でこの配食ということを考えてときには、しっかりと行政のほうとも連携をとってやっていく必要があるんじゃないかと。そういったことがなされた上で、こういう文言になっているのかどうなのかということが私は一番気にかかるところであります。

そういった面で、もうちょっとしっかりと煮詰めて、そして私は陳情をしっかりと吟味したいということで、今回については不採択という立場で態度を表明させていただきます。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより本2件のうち平成27年陳情第4号を起立により採決いたします。

本件に関する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。よって本件は採択と決定いたしました。

続きまして平成28年陳情第1号を採決いたします。

ここで念のため御説明いたします。委員長の報告は不採択ですが、ここでは採択すべきかどうかを諮ることになります。

採決に当たっては委員長の不採択の報告にかかわらず、陳情第1号を採択するべきとする委員の起立をお願いいたします。

それでは本件を起立により採決いたします。本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立少数と認めます。よって本件は不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） お諮りいたします。議事の都合により3月12日から3月24日までの13日間、休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって3月12日から3月24日までの13日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、

その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

この際、御通知いたします。本日、本会議終了後、16時から第1委員会室におきまして予算特別委員会を開催いたします。また、3月18日午後3時から基地周辺対策特別委員会を、3月23日午前10時から議会運営委員会をそれぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。関係者はお含みの上、御参集ください。

3月25日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

15時45分 散会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月11日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 和 田 芳 弘

大竹市議会議員 大 井 渉